

## 第4回

# 2025年農林業センサス研究会

令和4年12月6日（火）

農 林 水 産 省

午後1時30分開会

○中根センサス統計調整官 それでは、定刻より若干早い時間となりますけれども、ただいまから第4回2025年農林業センサス研究会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。なお、本日は、古閑委員、小寺委員は所用により欠席と連絡がありましたので、ご報告させていただきます。また、坪谷委員に置かれましては、15時より、別の会議が予定されているとのことですので、閉会前に退席されますので、併せてご報告いたします。

それではお手元の資料等を確認させていただきます。

議事次第の下段に資料一覧をお付けしておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料1 農林業センサスデータの高度利用について、資料1-1 統計法第33条第1項に基づく研究者からの調査票情報の二次利用申請状況（平成28年以降分）、資料1-2 平成28年経済センサス-活動調査を活用した2015年農林業センサス（農林業経営体調査）の組替集計について、資料1-3 平成27年集落営農実態調査結果を活用した2015年農林業センサス（農林業経営体調査）の組替集計について、資料1-4 活かすDBの概要、資料1-5 活かすDBを使用して分析が簡単にできます、資料1-6 使ってみませんか「地域の農業を見て・知って・活かすDB」、資料1-7 地域の農業を見て・知って・活かすDB掲載データ一覧資料、1-8 農林業センサスデータ提供の充実の検討、資料2 主副業別統計の区分・名称の見直しについて、資料2-1 農林業センサスにおける農家分類の変遷、資料2-2 農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ、資料2-3 65歳を基準として作成された統計、資料2-4 主副業別統計区分の見直し（案）、資料3 第3回研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について（農林業経営体調査）、資料4 農山村地域調査（農業集落調査）について、資料4-1 第3回研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について（農業集落調査の代替案関係）、資料4-2 農業集落調査方法の代替案の見直しについて、参考資料1 2025年農林業センサス 農林業経営体調査票（素案）、参考資料2 2025年農林業センサス 農山村地域調査票（農業集落用）（素案）、参考資料3 2020年農林業センサス 農林業経営体調査票、参考資料4 2020年農林業センサス 農山村地域調査票（農業集落用）以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、本研究会の開催にあたりまして、清水センサス統計室長より、一言ご挨拶を申し上げます。

○清水センサス統計室長 センサス統計室長の清水です。センサス研究会委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、本日の研究会にご参加いただきありがとうございます。本研究会は、当初、4回の開催を予定しておりましたが、農業集落調査に関する議論を更に深める必要があり、本日は追加で開催させていただいたところです。

本日の議題は、議論が先送りとなっていました、①農林業センサスデータの高度利用について、②主副業別統計の区分・名称の見直しについての2つの議題についてご議論いただいた後に、③農林業経営体調査の調査項目の見直しについて、④農山村地域調査（農業集落調査）について、この2つについて、継続のご議論をいただくこととしております。

なお、農業集落調査の議論につきましては、これまでの研究会でも議論を積み重ねており、そこで出された意見については概ね全てを反映した修正案を提示しております。

また、各委員の皆様に対しては、本日の第4回研究会資料を2週間前の11月22日に事前配布していることもあり、十分にご検討されていることと思います。

そのため、次回2025年センサスの農業集落調査方法の取りまとめに向け、ご意見がある場合には、確実に実行可能な対案や、より良い調査方法とするための実行可能な改善案を合わせてお示しいただくようお願いしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○中根センサス統計調整官 それではこれから議事に入っていただきたいと思います。安藤座長、よろしくお願いいたします。

○安藤座長 それでは、お手元の議事次第に沿って議事に入ります。

議事の進め方ですが、これまでと同様に、議事毎に事務局からの説明を受け、各委員からのご質問、ご意見をいただき、取りまとめを行った上で、次に進めることにいたします。

最初に、（1）農林業センサスデータの高度利用について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○東課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） それでは、農林業センサスデータの高度利用につきまして、資料1から資料1－8でご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。農林業センサスにつきましては、100万件を超える農林業経営体のデータを保有しており、調査計画で定められた統計表の作成にとどまらず、公共財としての二次利用の普及を積極的に行う必要があると考えております。

これまで、大学や研究機関からの統計法第33条第1項の規定に基づく調査票情報の二次利用申請によるデータ提供を行ってきましたが、その多くは農林業センサスデータを単体

で分析するような使われ方であり、例えば、他のデータとリンケージして分析するような使われ方は限定的となっていました。おめくりいただき、資料1—1に平成28年以降の二次利用申請状況をまとめてございますが、全部で17件ございまして、この中で、農林業センサス以外の情報も組み合わせてお使いいただいていると思われるものを赤字にしております。

また、農林業センサス以外とのリンケージ利用を普及する目的で、経済センサスや集落営農実態調査を農林業センサスと接合した組替集計を行って農林水産省ホームページで公表しておりますが、その利活用はといいますと、正直、低調といった状況です。少し紹介させていただきますと、資料1—2が平成28年経済センサス—活動調査を活用した組替集計の概要です。経済センサスで把握した農林業にかかる事業所から、農林業センサスの調査対象でもあることが特定できた組織経営体の17,378経営体を抽出して、このうち、農業経営体である15,349経営体について、2の集計にありますとおり、農林業センサスにおける単一経営や準単一複合経営といった分類で表章した農業経営組織別を表側に、経済センサスの調査項目を表頭に置いた集計や、経済センサスの売上金額1位の事業別を表側に、農林業センサスの調査項目を表頭として集計を行ったものが、3の組替統計表一覧に記載した統計表となっております。

また、資料1—3が平成27年集落営農実態調査を活用した組替集計の概要です。先ほどの経済センサスと同じように、平成27年集落営農実態調査で把握した集落営農組織のうち、農林業センサスの調査対象でもあることが特定できた10,172経営体について、組替集計を行いました。

資料1に戻っていただきまして、4、このような状況を踏まえまして、この間の研究会でもご紹介しましたが、2016年には、農林業センサスデータをより高度に利用する方策の一つとして、農林業センサス結果のほか、国勢調査や経済センサスといった他府省の統計調査結果、日本型直接支払制度や農業基盤情報といった行政情報などのデータを全国約15万の農業集落単位に組み替えて編成した「活かすDB」を構築して、農林水産省ホームページで公開しています。この活かすDBは、随時、編集データを充実するとともに、本省及び地方農政局段階での分析の実施や地方自治体へのPR活動を行いながら利用普及に努めています。

ご存じの方も多いかと思いますが、改めまして資料1—4から資料1—7で簡単にご紹介いたしますが、資料1—4をご覧くださいと、この活かすDBには農林業センサス

のほか、他の統計調査や行政情報データを農業集落単位で整備してございますので、そのデータを使って、利用者の自由な視点で地域の分析が可能となり、また、他の地域との比較や当該地域の現状や将来見通しをグラフや地図を作成することでわかりやすく伝えることができ、様々なシーンで活かすことが可能となります。2ページ目を見ていただきますと分かるように、活かすDBに収録されている情報が、農業集落コードをキーに繋がっていると思っていただけると良いかと思えます。

資料1-5と資料1-6は、分析事例を挙げてもう少し詳しく紹介した、活かすDBの利用普及のための資料で、資料1-7は、掲載データのうち2020年農林業センサス結果のデータ一覧となっております。なお、脚注に記載してございますが、これ以外に農林業センサスデータは2005年結果からございますし、国勢調査や経済センサスなどの農林業センサス以外のデータにつきましても農業集落別に編集されております。

もう一度資料1に戻っていただきまして、2ページですが、今後は、引き続き活かすDBの一層の利用促進の取組を進めるとともに、それ以外でも、例えば、民間ビッグデータ等とのリンケージ分析であったり、調査票の個票そのものの提供はできませんが、例えば農業集落ごとに個人を特定しない形で個別の調査票情報を加工してプロット表示として提供するなど、より多方面からデータを使っていただけるような方策を検討していく必要があると考えています。

一例としてこちらで考えたものをお付けしましたので、資料1-8をご覧ください。これまでの提供形式はといいますと、主に、農産物販売金額1位の部門別経営体数といった特定の指標を集計した統計表や農産物販売金額1位の部門別経営耕地面積規模別経営体数といった、2つの指標を組み合わせた統計表を提供しております。2ページになりますが、これに加えて、利用者が多角的な視点で詳細な分析が行えるよう、多次元のデータ提供の可能性について検討してはどうかと考えています。例で言いますと、経営体の属性を、統計表左側の表側のように販売金額1位の部門、農産物販売金額規模、農業投下労働規模に細分し、それぞれを上の方の表頭のように経営耕地面積規模や土地の状況といった指標で分けることで、3ページになりますが、これは、年次間の増減をイメージして作ったものですが、例えば、年次間の増減をみて、販売金額階層の下位の階層では経営体数の減少階層が多く、上位階層では増加階層が多いといったことや、減少階層が多い中にも増加している階層があるといった、特徴的な階層の分布が把握可能となるなど、活用の幅が広がるのではないかと考えているところです。

説明は以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

ウェブで出席の委員の方は、カメラに向かって挙手をお願いします。いかがでしょうか。本日はこの会場に高橋委員と竹田委員のお二人がおみえです。いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 センサス室長の清水です。

ここの議題について、委員の皆様にお伺いしたい点が2点ほどあります。一つは橋口委員にお伺いしたいのと、もう一つは高橋委員にお伺いしたいと思います。

まずは、橋口委員の方から第2回の研究会だったと思うのですが、農業経営体調査票から集落営農の項目を廃止するという点については妥当な点けれども、集落営農実態調査とリンクできるような工夫をしてほしいというご意見をいただきました。そのときには後ほどの研究会でリンケージのことをご説明いたしますという回答しか出来ていなかったのですが、それが本日説明させていただいた資料1-3になります。こちらは先ほど説明させていただいたとおり、平成27年集落営農実態調査と2015年農林業センサスをリンケージして接合できた10,172経営体について、表頭に農林業センサス項目と表側に集落営農実態調査項目でクロス集計をしたというものです。

この結果については、省内では政策部局に提示して活用してもらおうとともに、ホームページでも公表したところですが、その後、ホームページを見て反響はなかったもので、実は2020年農林業センサスは行っておりません。

次回、2025年農林業センサスが終わった後には、今回、農林水産省統計部として出来なかった総合分析、解析も行いたいと思います。

橋口委員からいただいたご意見というのは、こういうことではなく、他の意図もあったのかということをお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○橋口委員 はい、どうもありがとうございます。意図としましては、もちろん色々な可能性があると思うんですけども、少なくともこういった形で、2015年のような形での公表、整理を引き続き行っていただきたいと2025年についても行っていただきたいという趣旨でございまして、利用状況がというお話あったんですけども、まずはこういった整理がされているということ自身がひょっとしたら伝わってないという可能性がありますので、私の方でも、こういった集落営農を研究している方とかに伝えるとかも含めて有効活用されるように、周囲に広げていきたいというふうに思っておりますので、そのよう

なことでもよろしいでしょうか。

○安藤座長 ありがとうございます。

○清水センサス統計室長 橋口委員ありがとうございます。では、引き続き、ここは次回に向けて検討したいと思います。

○橋口委員 お手数ですし、労力はかかると思うんですけども、ぜひよろしく願いたします。

○清水センサス統計室長 はい、承知しました。あと、高度利用については、高橋委員のところに何度かご相談に伺わせていただき、お知恵をいただいて資料1-8に整理させていただいたところです。先ほど申し上げましたが、2020年農林業センサスの時には、統計部としては分析・解析は行わず、解説書ということで、わかりやすく皆さんに広げようということしか行わなかったのですが、是非、2025年農林業センサスでは、調査結果を踏まえて、農水省統計部としての総合分析も行っていきたくており、教えていただいたことをチャレンジしたいと思っています。従来は、分析するとき、例えば、経営耕地面積に着目したり、販売金額に着目したり、労働力に着目したりということで、資料1-8の1ページにあるような単体の分析、クロス表の作成を行っていたのですが、高橋委員からご意見をいただいた際に、農林業経営体全体を眺めた時に、複数次元で色んな分析することによって、何かその傾向が見えてきて、その中から抽出して、また更に分析するというアプローチがあるのではないかというお話をいただいて、私どもも中々理解ができずに、ここまではやってみたのですが、アプローチとかも含めて、さらにこうした方がいいとか、こういうことだったんだということがあれば、教えていただけるとありがたいと思います。よろしく願います。

○安藤座長 高橋委員、よろしく願います。

○高橋委員 高橋です。ご質問ありがとうございます。非常に私も、今回色々沢山のデータがあるということで、過去貴重なデータを取りまとめていただいて、貴重なデータが利用可能だということで納得しました。いただいたデータを拝見させていただくと、非常に色んな属性を持ったデータが沢山あるので、例えばですけども色んな分析方法ありますけれども、色んな属性を持つデータですと、よくある統計の一般的な手法ですけど、クラスタリングだとかそういうものを使って、沢山あるものをいくつかのパターン分けとして、まず最初に全体のデータをどういうタイプなのかを眺めながら、色々データなり、状況の整理をするのも一つのアプローチかなと、そういうような印象を持ちました。それ

以外も、近年色々な方法が提案されてますし、実際、PC分析環境ですね、非常に進んでいるので、おそらくそういうものに、情報技術の成果を取り込むことによって、より有意義な分析ができるんじゃないかというふうに思いました。

○安藤座長 ありがとうございます。清水室長、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 はい、ありがとうございます。ご指導いただいたのにまだ全然作業が進んでおらず申し訳ございません。この後、もう少しデータを深めて、違う方法も含めて、是非ご意見いただきたいと思いますので、引き続き、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋委員 わかりました。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。資料（1）農林業センサスデータの高度利用につきまして、他にご意見、コメント等ある方はいらっしゃいますか。それでは林委員、よろしくお願ひいたします。

○林委員 すいません、林です。ここで関連するかわからないですけど、以前、林業関連のデータに関しても活かすDBのほうに載せていただけるといふようなお話だったかと思うんですけども、そのあたりというのはその後どのようになっていますでしょうか。

○安藤座長 林業関係のデータも活かすデータベースに載せるという話があったのですが、この点はどうなっているでしょうか。

○清水センサス統計室長 林先生ありがとうございます。ご要望いただいていた件については、作業は完了していますが、ホームページ上で公開するにあたり、暗号化処理をしないといけないとか、こちらの方で手続きがありまして、うまくいけば今月中には公開できるのではないかと考えています。準備が整い次第、ご要望いただいていたデータについては全て活かすデータベースに載せるように進めておりますので、申し訳ありませんがお待ちいただければと思ひます。

○安藤座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、次に、議事（2）主副業別統計の区分・名称の見直しにつきまして、事務局より資料の説明をお願ひいたします。

○東課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） それでは、主副業別統計の区分・名称の見直しにつきまして、資料2から資料2-4でご説明いたします。

こちらは、第1回研究会で農林業センサスの課題の一つとしてご説明したもので、まずは、資料2をご覧ください。1として、農林業センサスにおける農家等の分類指標の変遷



を整理しました。まず、この農家等の分類指標については、戦後初めて実施された1950年センサスにおいて、家計に占める農業の依存度合いを明らかにすることを念頭に、「専業農家」及び「兼業農家」の分類指標が設定されたものです。その後の社会情勢等の変化により、専業農家の中に年金収入に依存している農家や兼業農家の中に機械化の進展により相当規模の経営を行っている農家が相当程度存在しているなど、専兼業分類では経営の実態を必ずしも的確に表し得ない状況となったことから、1990年センサスにおいて、農業所得の依存度と農業の担い手確保の程度の組合せによる新たな分類指標として、Ⅰ類農家からⅣ類農家の4区分の分類指標を設定し、公表したところ、名称及び区分が馴染みにくいとの意見があり、1995年センサスにおいて、主業経営体、準主業経営体、副業的経営体の3区分の分類指標を設定し、2020年農林業センサスまで適用しているところです。

資料2-1に只今ご説明した1950年からの農家分類の変遷を、それぞれの定義とともに整理してございます。1番下の赤で囲んでいる部分が、現在の農家分類である主副業別分類となっております。

資料2に戻っていただいて、2ページになりますが、先ほどご説明しました主副業別の分類指標に対して統計委員会から指摘がございました。この指摘は、資料2-2としてお付けしていますが、農林業センサスの審議で出されたものではなく、農林水産省が実施しております農業経営統計調査の審議の際に、「農業経営統計調査を契機とする産業統計部会長メモ」として挙げられたもので、「副業的」に分類されている経営体であっても農業の中核的な存在の方が少なくなく、また、農業従事者が65歳以上であるという理由だけで「副業的経営体」という、あたかも「担い手」の中核ではないかのような響きのあるカテゴリに分類されることに違和感があり、統計利用者に対しても誤解を与えかねないといった主旨で、2025年センサスに向けて、①「副業的経営体」など、区分の名称は適切か、②年齢（65歳）を区分の指標として用いることが適切なのか、③3区分を継続する場合も、現状とは異なるより適切な指標を用いることはできないか、などの観点から再検討を行う必要があるというものでございます。

この指摘に対して、これまで適用してきた分類指標が適切に設定されているか再検討する必要がありますが、検討に当たっては、①統計の連続性を担保する観点から既存の区分と比較可能な形とし、②65歳で区分することについては、資料2-3に一例をお付けしていますが、他の人口統計やOECD統計等でも65歳を年齢区分としており、比較可能な区分とする必要があることに十分留意する必要があります。

3 ページになりますが、こうした状況を踏まえ、2025年農林業センサスにおいて適用する分類指標について、これまでの主副業別分類の考え方を踏襲しつつ、① 農業所得の依存度で農業所得が主の経営体と農外所得が主の経営体に分類し、② それぞれの経営体を農業の担い手確保の程度で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいるかいないかに分類するよう変更したいと考えております。なお、これにより名称も仮称ではありますが、「農業所得依存度別統計」等への変更も検討したいと考えています。

資料2-4をご覧くださいますと、変更前と変更後の区分を整理しています。先ほどご説明した考え方で分類すると、3区分から4区分になりますが、従前の分類で農業所得の依存度の違いで区分されていた主業経営体と準主業経営体は、定義をそのままに集計でき、副業的経営体は、農業の担い手確保の程度のみで分類していたところを、農業所得の依存度の違いでも分類することで、農業所得が主か農外所得が主かの経営体分かるようになるとともに、右余白に記載していますが、(旧)副業的経営体の①と②を足せば従前の副業的経営体のデータと連続するものになるというものです。

説明は以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。65歳という年齢区分はそのままということ、名称につきましては農業所得主経営体と農外所得主経営体として農業所得依存度に基づいて区分を行いたいということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見がないようでしたら、この提案で行きたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、議事(3)農林業経営体調査の調査項目の見直しについて、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○東課長補佐(農林業センサス統計第1班担当) それでは、農林業経営体調査の調査項目の見直しにつきまして、第3回研究会における委員意見に対する見解及び対応方向についてということで、資料3を参考資料1の調査票素案をご覧くださいながらご説明いたします。

では、1ページ、坪谷委員から3点ご意見をいただいております。一つ目、有機農業に関する調査事項の注釈で、有機農業に該当するためには何がだめなのかが分かりづらいといったご意見です。こちらについては、参考資料1の11ページをご覧くださいなのですが、委員のご指摘を踏まえ、担当政策部局とも調整して中段の有機農業の注釈のなお書きにあるように、だめなもの分かるような記述にしました。

それから、二つ目、該当しない場合の調査項目の記入の仕方の記載がないといったご意見です。こちらについては、農林業センサスでは該当がある場合のみ記入していただくこととしており、委員のご指摘を踏まえ、参考資料1の1ページの記入方法欄に「該当しない場合は空欄」で回答いただきたい旨を記述しました。

それから、三つ目、農業機械について、所有状況ではなく利用実態を把握することが重要なのではないかとといったご意見です。こちらにつきましては、KPIを設定する等の状況にはないため、次回2025年センサスでの追加は見送りたいと考えていますが、別途、統計部では実態把握を行う意識意向調査を実施しており、当該調査の活用の検討をしていきたいと考えています。

2ページになりますが、次に、池田委員から3点ご意見をいただいております。一つ目、常雇いの年齢階層区分について、70歳代も5歳刻みにしてもいいのではないかとといったご意見です。こちらは、記入者の負担を考慮して年齢階層区分を必要最小限に設定したところですが、同じ労働力指標でもある基幹的農業従事者の多い階層でもございますので、委員のご指摘を踏まえ、参考資料1の4ページと14ページのように常雇いの70歳代の年齢階層区分についても5歳刻みに修正しました。

それから、二つ目、土地の調査項目について、従来の尺貫法の表記が除かれているが、尺貫法に慣れている方は混乱するのではないかとといったご意見です。こちらについては、委員のご意見を踏まえ、参考資料1の4ページ以降の土地の調査項目に尺貫法の単位も併記しました。

それから、三つ目、農業生産の調査項目について、品目コードと注釈が繋がらないので、何の注釈かが分かるよう、注1や※1等を入れてわかりやすくできないかとといったご意見です。こちらについては、委員のご指摘を踏まえ、参考資料1の3ページの経営内部の労働力の注釈と同じように、5ページの農業生産の注釈にも※印を入れるなどして回答者に正確に伝わるよう調査票全体のデザインを検討・工夫したいと考えています。

次に、橋口委員から3点ご意見をいただいております。一つ目、個人経営の経営主と他の世帯員の調査項目を分離したことによって漏れが生じてしまうのではないかとといったご意見です。こちらについては、分離したことによって、他の世帯員の項目欄に経営主が記入されることはあっても記入漏れが生じることはないと考えています。また、仮に、他の世帯員の項目欄に経営主を記入されたとしても、生年月や性別等により容易に発見・補正できると考えています。なお、試行調査の実施は困難ですが、民間事業者に委託して調

査票の課題について検証することとしていますので、委員のご指摘を伝えながら必要に応じて改善したいと考えています。

それから、二つ目、他の世帯員欄に「過去1年間に新たに親の農業経営を継承」の調査項目があるが、継承したのであれば経営主になるのではないかといったご意見です。こちらにつきましては、委員のご指摘を踏まえ、他の世帯員欄にあった「農業経営の継承及び開始」の項目は削除しました。

それから、三つ目、経営内部の労働力について、3ページに書ききれない場合は補助票に書くことになるので、漏れが生じないように工夫ないし徹底をとったご意見です。こちらについては、委員のご指摘を踏まえ、統計調査員が調査対象者に調査票を配布する際に、その場で補助票が必要かどうか確認するといったことなど、調査員の手引きに記載する留意事項を工夫したいと考えています。

次に、林委員から4点ご意見をいただいております。一つ目、林業作業の注釈に主伐には立木で販売したものは含まないとあるが、この後に「間伐での」が漏れておりました。申し訳ございません。間伐での立木販売があるとしたら、何かしらの記述を考えた方がいいのではないかとのご意見です。こちらについては、間伐での立木販売もあり得るので、委員のご指摘を踏まえ、参考資料1の13ページの上の注釈にあるように、「間伐及び」を追加しました。

それから、二つ目、林業の内部労働について、2015年に戻しているが、林野庁としてもこれで問題ないか今一度確認をとるご意見です。こちらについては、林野庁に再度確認し、行政上の利活用状況と照らして必要最小限の調査項目として見直すことについて了解を得ております。

それから、三つ目、森林組合は普通の森林組合と生産森林組合とでは性格が異なるため、組織形態を二つに分けられないかといったご意見です。こちらについては、客体候補名簿の情報に基づいて、その名称から普通の森林組合か生産森林組合かを判別して集計できると考えており、参考資料1の1ページにある経営形態の設問の森林組合は従来どおりとしたいと考えています。

それから、四つ目、林業においても世帯員状況の把握は重要なので残せないか。もしも残せないのであれば、世帯員の人数の内書きで把握している14歳以下の人数のほかに、75歳以上や80歳以上の人数を設けられないか。また、この部分についても常雇いと同様に、対応する生年月を併記してはどうかといったご意見です。こちらについては、林業経営内

部の労働力については、K P I を設定する等の状況にはないため世帯員ごとの把握は困難ですが、委員のご指摘を踏まえ、参考資料1の2ページの上段のように、世帯員の人数の調査項目について、従来の14歳以下の人数に加えて、常雇いと同じ年齢階層区分を追加するとともに、それに該当する生年月を併記しました。

最後、4ページになりますが、高橋委員から、常雇いの年齢区分について経済統計や他統計と比較しやすいものとなっているのかといったご意見です。こちらについては、施策上必要な区分や65歳といった他統計との比較に対応する区分は引き続き把握することとしておりますし、すべての区分が比較しやすい5歳又は10歳刻みとしているため、問題ないと考えています。

説明は以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。橋口委員、よろしく願いいたします。

○橋口委員 前回申し上げた点につきまして、ご検討、ご回答いただきどうもありがとうございました。おっしゃることは納得はしたんですけど、ひとつちょっと確認させていただきたいのが、今日も後程、若干、農林業経営体調査票について気が付いた点、追加で気が付いた点も含めて発言をさせていただこうと思っていたんですけども、先ほどのご回答の中に試行調査ができない、というようなお話があったんですけども、これは試行調査をやらない、ということでしょうか、それとも試行調査をやるにあたって当該部分にかかる試行調査が実行できないというような意味合いだったのでしょうか。念のため確認させていただきたくお願いいたします。

○安藤座長 試行調査を実施するかどうかですが、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 試行調査ですが、今回の漁業センサスもそうなんですけど、試行調査という形ではなくて、それに代わるやり方として、民間事業者に委託して、この調査票できっちりとお答えできるかを検証したいと思っております。

○橋口委員 今おっしゃったことは分かったんですけども、試行調査をしないということはこれまでにご提案ありましたでしょうか。

○清水センサス統計室長 第1回研究会の時に触れたかと思いますが、今回は試行調査を行わず、調査票のデザインを含めて民間事業者を活用した実証を行い、その結果については、最終回になると思いますが、研究会の方でどういう課題があり、どういう改善をした

かということをご報告させていただきたいと考えております。

○橋口委員 わかりました。そうすると試行調査をしないということはすでに第1回からご提案いただいているということについて、私の認識不足で大変申し訳ないんですけども、民間の事業者の方っていうのは、実際に農林業経営体の調査対象としてご回答なさるかたにも、トライアルと言いましょうか、試験というか、そういうことはされるということなんでしょうか。

○安藤座長 事務局から回答をお願いします。

○清水センサス統計室長 民間事業者はリサーチ会社とかそういったところですので、基本的な部分は、自社の、例えばモニターとかそういう方も使いながら行いますし、必要に応じて経営体に聞くことも含めて検証をしていただこうと思っております。

○橋口委員 わかりました。そして今のお話ですと、旧来の体系の試行調査はないけれども、農林業経営体に事前にこの調査票でうまく回答いただけるかってことは農林業経営体を対象にそういう検証はされるというふうに理解しましたけどもそれでよろしいでしょうか。

○清水センサス統計室長 はい。従来、試行調査やっていたんですけども実はその試行調査結果を踏まえて実調査に反映するということがほとんどできていなかったということで、例えば、今試行調査を実施しても年明けから総務省申請が始まるということであって、自分で自己否定してはいけないのですが、実効性があまりなかったのも、そうであれば、この研究会での議論と並行的に、調査票を民間事業者の方に委託しておりますので、さらにデザイン設計を工夫してもらって、変更点等はこれで聞けるかとか、聞き方がこの設問でよいかとかいうことを検証し、この研究会で報告をし、それをもって統計委員会に臨みたいというふうに変えたところです。

○橋口委員 やや心配しすぎかもしれませんが、こういった形で民間事業者を活用するという事自体多分農林業センサスでは初めてでしょうから、過去経験のある事業者の方ではないと思うんですね、当然。そうするとやっぱり、いわゆる農林業センサスならではの特徴という点をどこまで踏まえて調査票自体に反映させていただいているのかというあたり含めて、十分にそのあたりですね、ご検討と言いましょうか、チェックと言いましょうか。正直申し上げますと、2020年センサスの場合に一部で調査票の内容あるいはレイアウトを変えたことによって、調査の漏れがあったのではないかとというふうに指摘する方もいらっしゃいます。何よりも2020年センサスの時には第4回の最終回の時に農林業経営

体調査の提案がありました。遅くなったから気が付かなかったというのは言い訳にはならないかもしれませんが、わたくし2020年センサスの研究会の委員としても参加しておきながら、そこは十分な指摘、検討ができなかったというのは、自分自身の反省点として痛感しているところです。今申し上げていることは、そういうことにならないように十分に調査票については、農林業経営体調査の対象者の方が回答できるようにそこを念入りにやっていただきたいというお願いでございます。

○安藤座長 ありがとうございます。この調査票を実効性があるものにすることができるかどうか、その点、民間事業者への委託となりますが、しっかりとやっていただければと思います。それから橋口委員、まだ質問の続きがありましたね。この件については、これでとりあえず終了とさせていただきます。

○橋口委員 追加で農林業経営体調査で気が付いたことがあったのでご指摘させていただきたいのですが、それは今のタイミングになりますでしょうか。

○安藤座長 はい。この議題（3）のところで扱いますのでお願いします。

○橋口委員 わかりました。先ほどの前回の委員の意見に対する、ご回答というところに限ってかと思ったんですけど、続けてよろしいでしょうか。

○安藤座長 はい、お願いいたします。

○橋口委員 それでは4点、大変申し訳ないのはもう既に前回に出されていた内容も含めて、その時点でうまく気がついてなかったと、改めてもう1回よく拝見したところ、こういう問題があるのではないかなというのも含んでいるので、あらかじめ申し訳ありませんが申しておきたいと思います。

1点目は2ページ目の2の4で、個人経営の場合主に農業林業以外の仕事を行ったということと主にほかに勤務した（個人経営のみ）というのがあるんですけども、これは個人経営の方で、いわゆる兼業でほかでお勤めになっている方で、農業林業ではないという場合に、これなんか二つ丸がついてもおかしくなさそうなので、これは本当に単純なレイアウト等の問題かと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

それから2点目が、その右側になるんですけども2ページ目の2の5ですね、5年以内に経営を引き継ぐ意向があるかどうかということで、意向という表現が使われているんですけども、これは自分の体力や年齢からして5年以内に、客観的に見れば本当は引き継ぐべきなんだけれども、もう誰も当てがないので、あきらめたような格好で意向がないというふうにお答えになる可能性もあるかなと。本来はそういう場合であれば、上のほう

に多分丸をしてもらいたいという意図かと思うんですけども、これは2020年センサスとも多分表現が違ってるとは思わないかと思うんですね。ですので、もう1回御検討いただければなと思うところです。

それから、3点目は、これは前回も申したようにも思うんですけども、3ページ目の3の2です。経営内部の労働力と、家族の世帯、家族はそんな多くないでしょうし、あるいは団体経営体でも法人化してるところの役員とかってというのは明確だと思いますけれども、法人化していないような集落営農組織、さらにはそれが集落をまたがって連合みたいな形で非常に広範囲を耕作してるような組織ですと、構成員というふうにすると、かなり多くの人数になっちゃう可能性があるのではないかなと。前は60日以上に従事ということで把握してたんで、そこがある意味制限といいたいでしょうか、限定する特定する要素になってたと思うんですけども今回は60日未満の従事者も把握するというので、逆に範囲が広がってますので、そういった集落営農組織の構成員って言ったときに、正しく全て把握できるのかなっていうところは、これも再度御検討いただければありがたいなと思っております。

それから4点目ですけども、8ページの6、それから10ページの8辺りに輸出のことが書いてありますけれども、特に関連事業としての輸出を聞く場合の内容なんですが、関連事業で輸出っていうとこれは農産物の加工が主に想定されてるんだと思うんです。小売業というのもしっかり自分だけではなくて人のですね、ほかの周囲の生産者の農産物集めて海外に輸出してるってことはないわけではないかもしれませんが、主に想定されるのは加工だと思います。観光農園の輸出とか農家民宿の輸出とかってのはこれはもうあり得ないと思うんで、この輸出のことを聞くにしても、主旨としてはダイレクトに生産物そのものをどのぐらい輸出してるのかとか、あるいは加工品をどのぐらい輸出しているのかっていうこの二つがターゲットだと思いますので、もうちょっとこのあたりも工夫の余地があるのではないかなというふうに思った次第です。以上です。

○安藤座長 ありがとうございます。4点ございましたが、事務局、いかがでしょうか。最初は2ページの下の4と5のところとなります。

○橋口委員 必ずしも即答いただかなくてもいいかなと思ってご指摘させていただいたんですけど。

○清水センサス統計室長 わかりました。若干2020年の時から文言が変わったりしている部分があるので、今ご指摘いただいた部分は再度確認したいと思います。



あと輸出については、こちらは、事前にこれを持って経営体にお伺いして、どういう聞き方をすればいいかといったことなどをお聞きしており、その上で、生産関連事業ではやはり農産物加工なんです、それを聞く場合には、これは、漁業センサスで漁業経営体にも、同じ項目で聞くということにしていまして、両方の経営体のところ、それも個人も団体もいろんなところに伺った結果、この聞き方のほうが1番回答しやすいということで、この設定にしているということをご理解いただければと思います。あとの部分については確認して必要に応じて修正させていただきたいと思います。

○安藤座長 ありがとうございます。3ページの経営外部の労働力の詳細を把握するところですが、60日未満の方々も把握することで調査対象者がかなり増えることへの対応は重要な指摘だと思いますが、いかがでしょう。把握できる範囲を広げれば広いほうがいいとは思いますが、正確に把握できるかどうかは課題として残るという点です。

○清水センサス統計室長 2020年農林業センサスの時も、実は60日未満の方についても、合計人数でしたが人数を把握していました。それをちょっと内訳まで把握をしたいということで政策部門の方とも連携をして、ここまでであれば可能であろうということで、こういう項目にさせていただいたところ。また、全体としてもかなりスリム化しているところもございますので、そこは負担にならないように当然配慮しながら、調査項目を設定したいと思っております。

○安藤座長 橋口委員、よろしいですか。

○橋口委員 私もこれが絶対いいとは言いきれないんですけど、やっぱり法人化してる場合には役員とかに限定されて、むしろ法人化してないほうが構成員ということで広がってしまうと、法人化してる場合も構成員も聞くという場合の構成員というのは、これは出資者ってということだったのでしょうか。ちょっと今、法人化してる場合の対象と法人化してない場合の対象の違いっていうのが、今私調査票の中でどこに記してあったか見失ってしまったんですけども。

○安藤座長 例えば、農事組合法人の場合、出資者はかなり多くの人数になるような場合が考えられます。そうした農事組合法人や集落営農がありますが…。

○橋口委員 すみません、せっかくの座長の発言の後、恐縮ですが、今、3ページ目の2ですね、経営内部の、上記の1の経営内部の労働力に記載した人について1人ずつということなんですけれども、括弧として個人経営の場合は世帯員、団体経営の場合は会社等の役員というふうに役員だから限定性があるんだと思うんですけども、任意団体の場合は構

成員ってなってるんで、むしろ任意団体のほうが広がってしまうのではないかなど。構成員というふうにされてるものですから、むしろ構成員ということよりも、最初から、法人経営のように役員レベルまで絞るっていうのであれば、そちらに合わせるっていう発想もありうるかと思うんですけれども、任意団体の場合、法人経営と比較して統一性がとれてないのかなという気がするんですけれども。

○安藤座長 ありがとうございます。任意団体だと生じる問題でしたね。農事組合法人だと役員だけの記載でよいのですね。すみません。気がつきませんでした。

○清水センサス統計室長 もう一度よくそこの方は精査しますが、今の調査票の3ページの上の農作業に従事した人数のところの注意書きには、ただしとして役員会に出席するだけの人や一日も従事しなかった者は除いていますが、従事した役員構成員について、整理したいというふうに考えております。詳細についての注意書きも含めて、今ご指摘いただいたところについて検討したいと思っております。

○安藤座長 橋口委員、よろしいですか。

○橋口委員 特に任意組織の集落営農の場合で、ぐるみ型みたいなところは皆さん、多少は出役みたいな作業で出られてるとかっていうこともあるような気がしますので、確かに1日も従事しなかった人は含めないということは、それで下の記載欄と矛盾もないと思うんですけれども、そこがやはり、とにかくいっぱい出てきちゃうんではないかなど、これを素直に受け止めるとですね、そうなったときに、極端に言うと、何百とかですね、何百までいかないかもしれませんが100とかですね、そのぐらい出てくる任意組織もありそんな気がするので、そこを心配してるという趣旨でございます。

○安藤座長 はい。ご指摘ありがとうございます。これは、事務局の方で検討されるということでしょうか。

○清水センサス統計室長 ありがとうございます。その辺も含めて再度そのことについては相談したいと思います。

○橋口委員 お願いいたします。

○安藤座長 ありがとうございます。前回、ご質問やご意見を出されていたほかの委員のみなさま、いかがでしょう。

今、林委員から手が挙がりました。林委員、お願いいたします。

○林委員 すみません。林です。私のほうもですね、見落とし等ございまして2点、変更追加等をちょっとお願いしたいものがあります。

一つはですね、14 ページのところ労働力に関してなんですけども、雇用労働力の従事日数合計というところを、今回除かれているわけなんですけれども、そのですね、農業のところ4 ページのところにありますようにですね、常雇と臨時雇いの従事日数の合計というところ、もし、可能であれば含めていただきたいなど。13 ページのところですね、比較的、空白がありますのでその辺りを御活用いただいて、ちょっと、もし可能であれば、林野庁とですね、話が半分ついているという話もあったんですけども、追加していただければというふうにちょっと思っております。

あと、もう一つはですね、これは些細なところだと思うんですけども、15 ページのですね、14 番目、過去1年間の林業作業の受託の実面積のところですね、そこがですね、同じように、町反等の併記をしていただけるとですね、やはり助かるかなというふうに思いまして、今回お願いしたいと思っております。以上です。

○安藤座長 ありがとうございます。2点目の15ページの町反畝の記入は、林委員の指摘のように修正されるのではないかと思います。最初の点の雇用労働力の合計の数字を記入することについて、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 こちらについては、林野庁とも行政上の利活用を含めて相談し、余りにも調査項目全体が多いので、少しでも簡素化したいこともあり、協議してこうしておりますので、基本的にはこのスタイルでお願いしたいと思っております。ただ、委員からご指摘がありましたので、林野庁とは確認いたしますが、これは基本的にはその利活用も含めて確認した上で省いておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○安藤座長 林委員、よろしいですか。

○林委員 そうですね、できれば前向きに検討していただければと思っておりますけれども、趣旨のほうは既に伺っておりますので、了解しております。

○安藤座長 ありがとうございます。もう一度林野庁の方と確認をされるということでございます。ほかの委員の皆さま方、いかがでしょうか。池田委員、お願いいたします。

○池田委員 前回の会議の際の意見に対する御対応をいただきまして、誠にありがとうございました。

私のほうからは、私のほうからは、1件、土地の面積の表記のところですが、全体的に、アールで一十百千万みたいな形で、表のところには位が書いてあるんですけども、1ヘクタールを100アールということはあんまりないのかなってということもありまして、この表記があることによって、何か混乱が生じないかというのを心配しております。実際に記入さ

れる方が、これがあつたほうが書きやすいのかどうかを確認いただいたほうがいいのかなと思います。ただガラスハウスとかで、平米の記載がしてあるもので桁が書いてあるのは、やりやすいかなと思いますので、土地の面積のほうの表記について確認していただければと思います。以上です。

○安藤座長 ありがとうございます。この調査票に記入する調査対象者の側からみて、間違いなく書くことができるかどうかという点からの質問とコメントでしたが、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 単位の上の書き方も含めて、民間事業者の方に、只今、委員からご指摘いただいたことについてきちんと回答できるのかということもよく検証するように伝えて、その上で、表記なりデザインを含めて、検討、改善をしたいと思います。

○安藤座長 池田委員、よろしいですか。

○池田委員 はい。了解しました。

○安藤座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。林委員、お願いします。

○林委員 何度も申し訳ございません。私が第1回的时候に御相談させていただいた、任せている山林とか任されている山林のあたりの記述というのが、あまり変わってない感じがするんですけども一応これは検討していただいて大体引き続き、同じような形で構わないというふうになったということによろしいでしょうか。

○安藤座長 いかがでしょうか。

○東課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） こちらにつきましては、林野庁の方とも相談して、回答者が、誤解を生じないような書きぶりというのを検討中でございます。最終版としては、また追って報告させていただきたいと思っております。

○安藤座長 よろしいですか。最終版ができるまでの間に林委員からご意見等伺う機会はあるでしょうか。最後の2月の段階で修正となると大変かと思っておりますので、次回の最終版が出て、それを議論して決定するというのではなく、それまでに林委員からご意見等を伺うことができればと思っており、そのような可能性がないかということは今確認しているわけです。林野庁からの意見も当然伺いますが、そのような形で林委員からの意見も入れて進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、議事の（3）は終了とします。続きまして、議事（4）農山村地域調査（農業集落調査）につきまして、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○清水センサス統計室長 議事の（４）にあります「農山村地域調査（農業集落調査）について」の内容について、「資料４」、「資料４－１」「資料４－２」を用いて説明させていただきます。

この農業集落調査については、これまでのセンサス研究会でご説明してきたとおり、①個人情報保護により集落精通者に関する名簿情報が入手できなくなっていること、また、②農村社会構造の変化により農業集落全体のことを把握している精通者がいなくなっていることなどの理由により、前回2020年センサスの調査を担った地方農政局職員から、次回2025年センサスを同じ方法で実施することは無理であるとの意見が多く寄せられており、私共としては、従来どおりの調査方法による農業集落調査の実施は困難であると判断しているところです。

一方で、センサス研究会委員や、学会等の皆様からは、調査の廃止ではなく、調査方法の変更や、調査項目の見直しを含めて調査の継続を求める意見が出されており、前回の第3回研究会において、農林業経営体調査票に、農業集落調査の主な調査項目を追加して、実質的に調査を継続する代替案を提案させていただいたところです。

ただし、前回の第3回研究会の提案時に説明しましたとおり、提案しました代替案については、この案で決定したいという位置づけのものではなく、代替案をたたき台として、研究会委員等の皆様のご意見を踏まえて、代替案の調査設計をより良いものとなるよう改善していきたいと考えています。その考えに立って、資料４－１に前回の第3回研究会において委員から出された意見とその対応方向を整理しました。

１ページの１段目、竹田先生から、「農業集落調査に関する調査項目は、組織経営体にも同様に聞く理解でよいか。」ということですが、代替案の調査対象は、個人経営体と組織経営体を含む団体経営体の全ての農林業経営体としています。これは農業集落に関する調査の目的は、当該農業集落全体の活動状況を把握することですので、より多くの農林業経営体から個々に認識されている状況を把握することにより、農業集落全体の活動状況を正確に把握するための設計としています。

２段目、「組織経営体の場合には、その組織経営体が所在している農業集落のことについて聞くのか。」ということですが、農業集落調査事項の把握対象は、当該農林業経営体が所在する農業集落における活動を対象にしたいと考えています。

これは、農業集落に関する調査項目は、農業集落別の統計表として集計していくことを踏まえて、農業活動が複数の農業集落にまたがって行われている農林業経営体であっても、

農林業経営体が所在する農業集落の活動状況について調査することとしています。

3 段目、「組織経営体が組織として、色んな会合に参加している場合や、その経営体の経営主が集落の構成員として参加しているのかによっても回答が違ってくる。」ということですが、誰がどの立場で出席しているのか、または出席したか出席していないかに関わらず、当該農林業経営体が所在する農業集落で行われている活動の状況について農林業経営体が認識している状況について回答を求めることとします。

なお、当初案では、農林業経営体が出席した寄り合いや地域活動の状況について回答を求めることとしていましたが、出席の有無にかかわらず、従来の農業集落調査において精通者に聞いていたものと同様に、認識しているすべての活動開催状況について回答を求めるよう変更したいと考えています。

4 段目、「地域資源の保全に関する調査項目が一つに括られているが、これだとデータが使いづらくなってしまうので考慮いただく必要がある。」ということですが、当初案では調査に回答いただく客体の負担軽減を考慮して、調査項目を絞り込んでいましたが、委員の意見を踏まえて、調査項目は、従前の農業集落調査票の調査項目と同じ項目を把握することにしたいと考えています。

1 ページ目の一番下の段ですが、ここからは橋口先生のご意見となります。「2020年農林業センサス時点で農業経営体がない農業集落が約2万集落あるが、これについても調査をする必要があるとなれば何か考えるとのことだが、誰に、どういう形で聞くのかという辺りを教えて欲しい。」ということですが、農林業経営体調査では農林業経営体が存在しない約2万の農業集落については調査結果を得ることができません。このため、別途、調査を仕組む必要があります。調査の方法としては、農林水産省自身が所有しています「農林業経営体調査客体候補名簿」の中には、農林業経営体調査の対象外である自給的農家、土地持ち非農家（耕地面積の所有が5アール以上）、その他の世帯（耕地面積の所有が5アール未満）が把握されていますので、これらの者の中から調査対象者を選定して調査を実施したいと考えています。

なお、農業集落調査の代替案に対して、農業集落調査の象徴として、調査体系に農業集落調査という名称が残るのが重要だとおっしゃる方がおられますが、この調査を実施することにより、調査体系としても「農業集落調査」は存続することとなります。

2 ページ目の1 段目、「あくまでも農業経営体の調査結果ということであれば、例えば農業経営体が1 経営体しかない集落については調査結果を秘匿せざるをえないのではない

か。」ということですが、今回の修正案では、出席の有無にかかわらず、農業集落内で行われている地域活動の状況について把握するよう変更したことから、調査客体の数に関わらず、そもそも秘匿の問題は生じないと考えています。

また、他の政府統計における秘匿の処理方法を確認したところ、経済センサス活動調査における秘匿処理では、売上金額及び経理項目に限定して秘匿し、それ以外の調査項目については秘匿されずに公表されている事例もありますので、農業集落に関する調査項目についても秘匿によるデータ利用制限の問題が生じないようにしていきたいと考えています。

2 段目、「農業経営体がゼロの集落については、自給的農家に調査をする可能性があるというふうにおっしゃったんですけれども、自給的農家もゼロっていうところもあると思うが、その辺りも何とか追えるのか。それともやっぱりどこかでは全数調査っていうことから断念せざるをえないのか。」ということですが、先ほど説明したとおり、農林業経営体が存在しない約2万の農業集落については、「農林業経営体調査客体候補名簿」の中に記載されている自給的農家、土地持ち非農家、その他の世帯の中から調査対象者を選定して調査を実施したいと考えています。これにより、農業集落全体に占める調査対象集落の割合は農林業経営体調査のみでは86.1%でしたが、97.9%まで拡大することとなります。

3 段目、「自給的農家がいる農業集落まで調査対象とすると90数%だということですが、その残りのところが実際集落機能が本当にないようなところなのかも検討の材料ではないかと思う。」ということですが、農業集落内に自給的農家が存在しない8,100集落のうち、3,184集落（約4割）については寄り合いが開催されていません。また、寄り合いが開催されている4,916集落（約6割）における議題を見ると、農業に関する議題は15.6%、それ以外は環境美化、イベント、福祉・厚生 of 議題となっています。

このことも踏まえて、自給的農家が存在しない8,100集落のうち、「農林業経営体調査客体候補名簿」の中に記載されている土地持ち非農家、その他の世帯についても調査対象に含めることにより、8,100集落のうち5,203集落についても調査を実施したいと考えています。

4 段目、「これまで1人の調査対象者に聞いていたものを複数の調査対象者に聞くことになるので、むしろ品質が向上するとのことだが、2人に聞くと異なる回答になることがある。そうすると例えば3人以上聞かないとその統計の品質が向上しないと思う。農業経営体数が3、あるいは自給的農家を含めても3、この辺りも含めてどのように調査するということになるのか。」ということですが、自給的農家を対象に調査を実施する農業集落

は、農業集落内の農林業経営体数が2経営体以下の農業集落とし、農林業経営体数と自給的農家の合計が3経営体（戸）になるまでの数について、経営耕地面積の大きい自給的農家等から調査対象を選定します。詳しくは、後ほど資料4-2でご説明します。これによって、農林業経営体が減少しても一定の持続性が担保できるものと考えています。

3 ページ目の1 段目、「将来的には自給的農家を対象に調査する割合が増えて、農業経営体調査をベースとしつつも、それ以外に調査をかけるということであれば、これまでの農業集落調査と変わらないのではないか。」ということですが、農林業が営まれている農業集落を効果的に把握する観点から、農林業経営体を調査対象とすることを基本としつつ、カバー率の指摘もありますので、農林水産省として調査が構築できる範囲内として自給的農家等を調査対象とする調査を実施することを考えています。

2 段目、「平地農業地域でも、かなりの集落において一定数の農業経営体がいっても割合でいくと10%未満であったりするので、そういった農業集落が地域別あるいは農業地域類型区別にどのように分布しているのかをみておく必要がある。その上で、農林業経営体調査票で農業集落の状況を把握することができるというふうに検討する必要がある。」ということですが、農業集落における「農林業経営体数」及び「自給的農家数」の「総世帯数」に占める割合は、都市的地域が2.0%、平地農業地域が13.7%、中間農業地域が13.8%、山間農業地域が16.8%となっています。しかし、前回2020年センサスにおける精通者のうち、4割は農林業経営体、3割は自給的農家等となっており、結果的に主として農家に農業集落での活動の状況を報告していただいたことになっています。このようなことから、農林業経営体及び自給的農家等を調査対象にしても、現行調査と同じように活動状況の把握ができると考えています。

3 段目、「国会において総務省と農水省が相談する余地があるとの答弁があったので、そちらの方も完全になしということではなく、検討・協力の余地があるのであれば、引き続きご検討お願いしたい。」ということですが、これまで幾度も説明してきておりますが、改めて確認したところ、総務省によれば、統計法上、地方自治体に集落精通者の情報提供依頼を行っていることについては、地方自治体に情報提供依頼に応じる義務が課されているものではなく、提供するかどうかは各地方自治体の判断に委ねられているものであり、次回2025年センサスの実施に当たって、何か好転するような状況にはないことから、このことを踏まえて代替案を提示しているものです。

以上が、前回の研究会において委員から出された意見に対する対応方向になりますが、



ご説明したとおり、前回の第3回研究会でお示した代替案に対する委員等からのご意見については、概ねそのまま反映した修正案としていきたいと考えています。

ご意見を反映した修正案について、具体的に見直した事項を前回第3回研究会の代替案と修正案を新旧で整理した資料が資料4-2になります。

なお、修正案では、資料4-1で説明しました第3回研究会において委員からいただいた意見を反映して変更しておりますが、それ以外にも、研究会後に委員等からいただいた意見や、安藤座長に調査票を詳細に検討した上でいただいた意見等も含めて変更しております。

資料4-2の1ページの【1】の調査体系ですが、第3回研究会の代替案では、農山村地域調査票（農業集落用）がなくなることから、調査体系上、農業集落調査の名称もなくなる案となっていました。変更案では調査対象は集落精通者から自給的農家等に変更になるものの農山村地域調査票（農業集落用）が存続しますので、調査体系上も農業集落調査の名称が存続することとなります。

【2】の調査対象者ですが、農林業経営体調査票については第3回研究会の代替案から変更はありませんが、新たに農山村地域調査票（農業集落用）について追記しています。農林業経営体数が2経営体の農業集落では1客体、1経営体の農業集落では2客体、ゼロの農業集落では3客体を、農林業経営体調査客体候補名簿の中から、まずは①として経営耕地面積が大きい自給的農家を選定し、自給的農家も存在しない場合には②として経営耕地面積が大きい土地持ち非農家及びそれ以外の世帯、の順に調査対象に選定したいと考えています。

【3】の調査票ですが、第3回研究会の代替案では、2ページ目の左側にあるとおり、農業集落調査の調査項目のうち主だった項目に絞っていましたが、この点について調査項目を絞り込み過ぎているとのご意見があり、変更案では、実行組合組織の有無を含めて、前回の農業集落調査票の調査項目をそのまま継続するよう変更しています。

具体的には、参考資料1として次回2025年農林業センサス農林業経営体調査票（素案）をお付けしていますが、この調査票の16、17ページが農業集落調査項目となります。研究会委員の皆様には、11月22日に研究会資料を事前送付しておりますが、その時点の資料について安藤座長から詳細に検討いただいた上でのご指摘をいただきまして修正しています。

16ページの下段の右側に議題を踏まえた取り組みに関する設問がありますが、「単独の

農業集落の活動」「他の農業集落との共同活動」「都市住民との交流活動」「NPO・学校・企業との連携活動」の4つを並列としていましたが、前2者を選択した場合に、その活動の詳細を「都市住民との交流を行っている」「NPO・学校・企業との連携を行っている」として把握するよう修正しました。

「単独の農業集落の活動」と「他の農業集落との共同活動」は、集落の精通者に対する調査ではないので、それが何を意味しているのかを説明すべきとのご指摘をいただき、16ページの2の設問の下に青線囲みで注釈を記載しました。

2020年センサスでは、「活動が行われている」ではなく「(地域の取組として)活動が行われている」という注意書きがついていました。「他の農業集落と共同で活動」という選択肢があるので、農業集落単位ではない場合も「○」をつけてもらえるようにという配慮だったと思うので、今回も入れた方がよいとのご指摘をいただき、16ページ下段の右側の赤字のカッコ書きで『(地域の取組として)』を追記しました。以上は17ページの地域資源の保全の設問も同様に修正しました。

3の地域資源の保全活動も、調査対象となる経営体等がある農業集落の状況についてとなるので、最初のページの二重赤線枠で囲んである「農業集落名」と注意書きを、念のため、このページの上を書いておいてはどうかとのご指摘をいただき、17ページの上段に赤線で追記しました。

地域資源の保全活動が、集落全戸ではなく、そのうちの数戸だけが保全活動を行っているような場合、例えば数戸だけでため池の保全をしている場合も農業集落としての取り組みなのか分からないとのご指摘をいただき、17ページの設問3の下に数戸で共同保全している場合は含まれ、個人で自己の生産活動のために維持管理を行っている場合は除かれる旨の注釈を追記しました。

回答をする農林業経営体にとっては初めての調査となるので、2020年センサスの時と同様、前回の数値を参考値として記入しておいてはどうかとのご指摘をいただき、参考として前回2020年センサスの農業集落調査で把握した集落の状況を記載することとしました。なお、農林業経営体調査票の農業集落に関する調査項目については、調査票のデザインを含めた内容について、自給的農家などに用いる農山村地域調査票も全く同じように修正しています。

資料4-2にお戻りいただき、6ページの【4】の調査の範囲ですが、第3回研究会提案では、農業集落における寄り合い、地域活動及び地域資源の保全活動への「参加の有

無」としていましたが、この聞き方ですと、活動が行われていることを認識していながら、諸事情により参加できなかった場合には回答から漏れることとなり、農業集落全体の活動状況を把握する目的からして適切ではないと判断して、寄り合い、地域活動及び地域資源の保全活動への「取組状況」並びに実行組合組織の有無について調査するよう変更しました。

【5】の調査の方法ですが、農林業経営体調査票については、市町村の統計調査員が配布・回収を行うことに変更はありません。追加される農山村地域調査（農業集落用）については、前回2020年センサスと同じ方法である、民間事業者から往復郵送調査により実施する方法として追記しています。

最後に7ページ以降に【6】として集計方法を記載しました。第3回研究会案では、口頭説明でしたので追加の提案と整理しました。

まず7ページは、農林業経営体報告書、農林業経営体調査結果一覧表の部分になりますが、農林業経営体から回答いただいたデータについて集計する統計表になりますが、寄り合いの回数なり、開催された寄合の議題について、農林業経営体から回答のあった状況を集計して統計表を作成します。

8ページは具体的な活動状況、地域資源の保全活動（農地）の集計事例ですが、同様に農林業経営体から回答のあった状況を集計して統計表を作成します。

9ページは、組織（実行組合）の有無の事例ですが、これも同様に農林業経営体から回答のあった状況を集計して統計表を作成します。

10ページ以降は、農山村地域調査報告書、農山村地域調査結果一覧表の部分になりますが、農林業経営体調査票により農林業経営体から回答いただいたデータに加えて、農山村地域調査票（農業集落用）により自給的農家等から回答いただいたデータを加えて集計する統計表になります。

10ページの上段は寄り合いの回数の集計事例ですが、まずは農林業経営体調査結果と農山村地域調査結果を合わせて回答のあった状況を集計して農山村地域調査結果一覧表として統計表を作成します。その上で、従来からある統計表である農山村地域調査結果については、回答があったデータのうち最大の回数をもって当該農業集落全体の回数としての統計表を作成します。

10ページ下段の寄り合いの議題については、農林業経営体調査結果と農山村地域調査結果を合わせて回答のあった状況を集計して農山村地域調査結果一覧表として統計表を作成

するところまでは寄り合いの回数と同じですが、従来からある統計表である農山村地域調査結果については、回答があった議題の全てをもって当該農業集落全体の議題としての統計表を作成します。

11ページは、具体的な活動状況と地域資源の保全活動（農地）になりますが、山村地域調査結果一覧表として統計表を作成するところまでは他の調査項目と同じです。従来からある統計表である農山村地域調査結果については、「単独の農業集落で活動」と「他の農業集落と共同で活動」に回答が分かれた場合には、「他の農業集落と共同で活動」として集計します。連携に関する調査項目については、農林業経営体又は自給的農家などから回答があれば、当該農業集落全体としても取組があったとして集計します。

最後に12ページは、組織（実行組合）の有無になりますが、山村地域調査結果一覧表として統計表を作成するところまでは他の調査項目と同じです。従来からある統計表である農山村地域調査結果については、農林業経営体又は自給的農家などから「有」と回答があれば、当該農業集落全体としても「有」として集計します。

説明は以上となります。

なお、冒頭のご挨拶でもお願いしましたが、この農業集落調査に関する検討については、これまで3回にわたる研究会で多くの検討時間を費やして検討を進めてきております。

第1回研究会ではフリーディスカッション、第2回研究会では従来の調査方法では調査を継続できない理由を詳細に説明して議論、第3回研究会では委員の意見を踏まえて代替案の素案を提案して議論、今回は委員の意見を踏まえて代替案の修正案を提案してきております。

また、各研究会委員に対しましては、第3回研究会でいただいた意見を反映した修正案を取りまとめた、本日の第4回研究会資料について、2週間前の11月22日には事前配布しており、十分にご検討されていることとしますので、本研究会での取りまとめに向けて、ご意見がある場合には、確実に実行可能な対案や、より良い調査方法とするための実行可能な改善案を合わせてお示しいただくようお願いしまして、ご説明とさせていただきます。

○安藤座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

前回、3回目に出された案から大きく変更されたという印象です。調査項目も、前回の2020年センサスとほぼ同様なものとなっていますが、みなさまからご意見があるかと思えます。

よろしく願いいたします。それでは、橋口委員、お願いいたします。

○橋口委員 ご説明どうもありがとうございました。

意見を言う前の前提としまして、今日の研究会の冒頭で室長さんをご挨拶なさったときに、今と同じことをおっしゃられたのですけども、その際さすがに実行可能な代替案を伴わないと意見を言うてはいけないと、そういうことではなくて、できれば意見を言う場合には実行可能な代替案もこちらから申して…、私たちが言えばありがたいというか、できれば言ってくださいという様な趣旨だったと思うのですけど、また直近でもう一回繰り返されたんですが、これは代替案を伴わないと意見を言うてはいけない、というようなご趣旨でしょうか。

○安藤座長 事務局、お願いします。

○清水センサス統計室長 そういう訳ではないのですが、これから議論を始めるわけではなく、この間、十分にご説明もさせていただきましたし、いよいよ取りまとめに向けて今日は議論を深めるために、改めて研究会を設けておりますので、代替案なくただこれまで説明してきた根本的なところを今言われてもですね、これから年明けには総務省申請も始まる訳で、検討時間もないので、ここに至っては、是非そういった代替案や改善意見等を含めていただきたいという趣旨でございますので、代替案が無いので一切発言されては困るとかそういうことを言ってる訳ではありません。この研究会は、皆さん方からのご意見を広く聞いて、私共が責任もって実行に移すものですが、それに向けて、委員の皆さんに置かれても、是非この農林業センサスが実行可能な調査方法で進むよう、そのことをご理解いただいて、実行可能な代替案を提案いただきたいという趣旨です。

○安藤座長 橋口委員、よろしいでしょうか。

○橋口委員 ただ、今回ご提案いただいたものは、前回と全く異なるものでございまして、そう意味で言うと初めて提案いただいたに匹敵するような内容ではないかと思うんです。そういうことも踏まえて、そのようにおっしゃっておられるのか、あるいはまた見解の違いということかもしれないですけど、もう1点そういったことも申し上げておきたいと思えますし、委員の意見を反映したとおっしゃるんですけど、大前提が違ってきている以上、私としては、これは委員の意見を反映したものではないと強く思っております。それを冒頭に申し上げたいと思えます。そのうえで後からまた意見言わせていただきたいと思っております。

○安藤座長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。竹田委員、

お願いします。

○竹田委員 4点私から前回指摘させていただいたところについてご対応いただいております。ただ先ほど橋口先生からもございましたように、元々の第3回の代替案は経営体に参加状況を聞くという調査票になっておりまして、これはこれで新しいタイプだと思っておりますけれども、今出されているのは地域としての取組・開催なり活動を聞くということで、ここには私たちが思っている以上の大きな質的な違いがあるというところが一番大きな問題だと思っています。

私たちも継続を強くお願いしている以上、継続に向けて検討したいんですが、継続と言いつつも形式だけ継続して中身が全く意味のない、例えば数値になっていましたら、それは非常に危険なことだというふうにも思っております。この辺りをどう考えるかっていうところが、多分どう建設的な意見に繋げていけるかっていうところのポイントじゃないかというふうに私は思っています。そういったことも踏まえまして率直に申し上げさせていただきますけれども、本日お示しいただいた代替案には見過ごせない問題が複数あるというふうに考えております。研究者としてこの代替案ではない方法での継続が必要であると考えております。理由は大きく3つありまして、ちょっと長くなるんですが、御容赦ください。

まず質問項目と選択肢についてです。先ほど室長さんも強調されたんですけれども、地域としての取組を聞くというところで、開催通知等があったとしても、全員が全てそれらに目を通して正しく記憶または保管し把握しているというふうには思えないわけです。前回の第3回の代替案では参加を聞くということだったので、その場合には自分自身のことですので、それは答えられる範囲だと私どもも思っておりました。ただそれですと、これまでの調査とは違ってしまうと。

今度はその地域の取組として開催もしくは活動を聞くってなっているわけです。要はこの調査対象者の方々が答えられる主体なのかということなんですけれども、この点について、2020年、前回の農林業センサスの変更に関する総務省審査に対する農林水産省の回答メモがありますけれども、そのメモには、この農業集落調査の項目について、地域活動の主体となる自治会長等の代表者であれば回答可能な項目である、というふうに記載があります。

また、このような選定を行うことによって、回答不能者となることはないと考えているという記載もございます。このことは、裏を返せば集落運営への当事者意識のある人、必

ずしも自治会長というふうに限定しているわけではと思うんですけれども、そういう人以外は、回答不能はあり得るっていうことを自然に想定しうる状況を、農林水産省のほうでも認識されてるといふふうに理解出来ます。

このように、質問に答えることが出来ない可能性がある方に質問する場合、知らないとか、わからないといった選択肢が必要であることは、調査法の技術として既に確立されております。選ぶべき選択肢がないから記入出来ない無記入というものと、選択肢があっても記入しなかった無回答、これを識別する必要が正確な調査のために必要ということです。

このままこの調査を行うと、今知らないわからないという選択肢はございませんので、その回答者は、実質は無記入なんですけれども、選択者が調査票内での確認作業等が行われたときに、何か結局選択肢をどれか選ぶようにいふふうに促されるわけです。結果として、例えばプレプリントの値をそのまま書くとかということで、ある意味適当に選択しなければ、自分がわからないけれども何か選ばなきゃいけないっていう状況に追い込まれると。

それから自給的農家等に関しては郵送調査ですので、そもそもどこまでこの辺りが無回答・無記入含めて適切に補足されるかも分からないと。そういったことも考えると、そもそもこの今回のように調査のやり方に大きな変更がある場合、先ほども試行調査等の話もありましたけれども、本来であれば、その試験調査というものを総務省でもやっております、試験調査までいかなくても各種の検証作業っていうのを統計の精度を確かめるために事前に行う必要がありまして、これも過去にも行われてきました。基幹統計であれば、なおさらこういうステップを踏まなければ、このような大きな変更は出来ないと思っております、今回はそういった時間的な問題もありまして、検証作業がない状態で、その調査対象者は全員質問に正確に答えることは出来るというふうに想定して、知らない分からないが選択肢にないというところは、非常に大きな問題だというふうに私自身は考えております。

一方、知らないわからないを項目に入れて、それを選択する人が多くなった場合、調査自体は正確に行われているわけなんですけれども、情報を得るといふ統計上の目的が果たせないという意味で実質調査は失敗したということになってしまいます。これは私たちも望んでいることではございません。なので、このようなことから適格な回答者に質問するという、そもそも統計の大前提を守るっていうことが、無駄な調査を行わないという意味からも必要ではないかというふうに考えてます。反対に言うと、適格な回答者を選んで質問

をするということは、その調査を受ける側からすれば集落の代表として質問されているってことを自覚しますので、個人の適当な認識を書くのではなくて集落としての回答を意識されて、それが適切な回答につながっていくってということも考えられうるわけです。この点が1点です。

2点目ですけれども、資料4-2の10から12ページに、集落別統計の作成について整理をしていただいております。先ほども御説明があったとおり、例えば寄り合い開催数ですと、回答の最大値が代表値と、かつ、議題の状況については、「あり」が1つでもあれば「あり」というふうに、ある意味でこれは最小回答数が代表値ということにしてるんですけれども、こういった集計自体に非常に大きな問題があるというふうに考えています。まず、最大値や最小値ってというのが、その集落の実態をあらわす真の値、本当は真の値は1つですけれども、であるという根拠が全くないからです。

皆さん御専門でもありますので釈迦に説法かもしれませんが、基本的にこれらの値ってというのは回答の分布の中でもいわゆる外れ値でありまして、外れ値が代表値として扱われる理論はありませんし、実証的にもそれが妥当であるということも検証されていません、このケースについて。

では最頻値や平均値でよいかというと、そのようにも言うことが出来ません。平均値が真の値に近づく根拠というのが、いわゆる大数の法則ですけれども、基本的に数百程度の回答があることが前提になっています。しかし、農業集落調査の場合、1つの集落に、100といっても100以上の経営体がいるところはまだ0.0何%ぐらいしかない想定です。さらに先ほど指摘したような、知らない分からないをもし入れた場合に、その回答が増えることで有効回答数も少なくなっていくます。こういった中でですね、平均であればいいとか最頻値であればいいってというような議論にも、理論的な根拠はありません。

このように幾つも問題のある、そういう統計の数値がひとり歩きしていくことが大変危険だと思います。それを役所として出していくということも。

何らかの算定をしなければならない場合に、その算定の根拠が科学的実証的見地から見ても納得できるものであるかという事が非常に重要だと思います。特にこれは基幹統計ですので、国の政策立案とか評価に使われる統計なので、日本の統計の信頼性の観点からも、この代替案で示された統計の作成は行うべきではないというふうに考えています。

ちょっと長くなって申し訳ないんですけども最後に、資料4-2の7から9ページの農業経営体の回答の分布に関する統計です。



これは、例えば、寄り合いの開催の回数についてその選択肢ごとの回答数、つまり分布が分かるっていうのは、一見すると何か今までにない情報が付加されたような気がするんですけども、これっていうのは、直接的に意味することは、集落の例えば開催数のあるべき真の値からの回答のばらつきなんだと思うんですけど、このバラつき情報っていうのを農業農村政策にどう使用するのかというところが、統計を新たに作成する場合には必ず確認される事項ですけども、そこがどうなのかというところがよく分からないというところで、もしそれを農業農村政策に使わないのであれば不要とみなされてしまいますし、もしばらつきが多いときっていうのは、同じ集落の中で回答に大きな違いがあるっていうことを示すわけですけど、それは先ほどの集落別統計の値の代表値の代表性が乏しいことを示してしまうわけで、それは何か作成した統計を自己否定するような方向にも向いてしまうのではないかということも思います。

こういったことから最初に述べましたように、今回提示していただいた代替案は、研究者としては反対せざるを得ないような状況かというふうに思っております。では、どうすればよいかというところなんですけれども、やはり、これまでの議論が最初廃止から始まりまして、やっとどう継続していくかっていうところに入ったばかりだというふうに思っております。理想的には、個人情報等の問題も含めまして抜本的にその調査方法を検討し直す必要があるというふうに思っております。ただそれは時間軸で見たときに、2025年調査には到底間に合わないと思っております。

そのため、2025年調査では、集落から1人の代表者を特定して回答してもらって調査という、基本的には選定調査を取りうる方法で継続する、この取りうる方法のところは、もっとこれから集中的に議論するとして、同時に2030年の世界農林業センサスに向けて新しい調査方法を実施するための検討委員会を立ち上げて、多様な方々と共同して必要なデータやデータ収集方法を検討するっていうことが、1つの案ではないかというふうに考えております。長くなりました。

以上でございます。

○安藤座長 この後の検討の方向まで含めて竹田先生からご意見がありました、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 何点かご意見をいただきましたが、まず1点目の参加の状況ではなく地域の取組を聞くということですが、前回2020年センサスにおいて実際に調査を実施したところ、調査対象者が特定出来ないということがあり、今回は代替案として経営体

調査票の項目に追加するというにした訳ですけれども、その際に、前回の提案のように参加の状況を聞くと、最終的に欲しいのはやはり、従来どおり農業集落全体として、寄り合いや議題がどう行われていたかを求めたいと思っております。

そのためには、参加の状況を聞いた場合には、開催されていることはわかっているのに、諸事情で参加できなかったものが回答されないのも、そうではなく認識されている状況をお聞きする。これは従来の精通者に聞いていたときもまさにそうで、精通者が認識されている集落全体としての寄り合いの回数などを聞いていたので、それと同等の聞き方をすれば、参加の状況は適切ではなくて、地域の取組として聞くということが適切だということで、このような修正案にさせていただいたところです。

あと、参加の状況を聞くと、そのこと自体が秘匿データに該当するのではないかというご意見もあり、そちらにも対応しております。せっかく調査しても公表出来なければ何のための調査なのかということもあるので、その点からいってもやはり地域の全体の取組を聞くという方がより適切だという判断での修正案にしております。

さらに、これに関連して「わからない」や無記入の欄を設けるべきではないかと、これはいろいろな方のご意見を聞いてもそういうことを仰る方もおられるのですが、統計調査でこれを設けると、ここに集中してしまう懸念があります。回答していただく経営体の方には、それぞれ把握・認識されてる寄り合いや議題について少し考えてもらわなければいけないかもしれませんが、考えれば認識していることを書けるのに、面倒だからといってダミー項目になってしまい、ここにやたら集中してしまう可能性があるということで、やはり、ここは設けるべきではないという判断をしております。

ただ、認識されてない方がわからないかということ、認識されてない場合には空欄にしてくださいということは、先ほど別のところで申し上げましたけども、そもそも調査票に注釈を書いておりますので、それは、この調査項目についても同様に、回数なり議題について認識されてない場合は空欄として回答いただくという整理をしたいと思っております。

ただ、そのときに、今回は、プレプリントといいますか、前回の5年前の状況が入っておりますので、前回たくさん行っているのに、全て無回答だったら、そこは、調査員が調査票を回収するときに確認しますので、そこで照会をする、または、プレプリント以外にも調査員は複数の形態の調査票を確認しますので、その際、周りの方と明らかに違うような場合、そういうことも含めて確認は行うので是正ができるかと思っております。私どもとしては、あえてこういう項目に「わからない」という項目を設けると、正確に把握出来

ないということもありまして、そういう項目は設けずに、ほかの項目と同様に、認識されていない場合は空欄で回答いただき、空欄の場合は、わからないもしくは、認識していないという整理をしたいと考えております。

それから自給的農家を補足することはどうかと、情報が得られるのかということですが、こちらも前回のときにも申し上げましたが、前回の2020年の集落調査、これ精通者に聞いていた訳ですが、そのうち4割は経営体で、それ以外の残りの3割は自給的農家や土地持ち非農家といった方が、精通者として農業集落のことを報告いただいた方ですので、集落といってもほとんどが農業に関連する寄り合いだったり、保全活動だったりするので、当然、そこは書ける方だというふうに認識しております。ただ、従来の精通者にお聞きしていたとおり、1人の方が集落内に起こってるようなことをすべて把握されているかということ、先ほどの保全活動のように、実は精通者に聞いても、数戸でやってるため池の保全とかはどこまで把握出来ていたかということは、当然、誰かに聞いてもらってると思いますけども、自己否定するようなことになりませんが、そういうこともあって、やはり経営体の方に聞いたほうが正確にそこも把握できるというふうに考えております。

それからその次の集計のところについては、こちらでも4-2で説明しましたとおり、純粋に、これまで統計調査というのは、調査票にそれぞれ回答していただいた結果を公表する、4-2の10ページで言いますと、右から二つ目の赤い囲みにしております、このレンジが2人でした、このレンジが1人でしたというところで統計表で完結していると思うのですが、今回の目的は、その集落全体として、どういう開催だったのか、どういう議題が話し合われたのかということを探った方が、これまでの7巻のデータを利用されていた方からすると、それが突然なくなって分布しかわからなくなる方が、利用上、不適切だということもあって、我々としては、より、この分布状況から、従来1人の精通者に聞いていた状況と、より近い、確かに、真値ではないかもしれませんが、手法が違うので、全く同じ意味ではないのですが、前回、精通者には、集落全体の寄り合いの回数を聞いていましたが、今回は、経営体に聞くので、全員の経営体と同じ回数になることも当然あると思うんですけども、その場合であれば、それがイコール最高値ですけども、幾つかばらけた場合に、それはやはり、最高の回答をいただいた結果から最高の回数をもって、その集落の代表とした方が、従来聞いていた、集落全体で行われている回数により近いだろうということで、こういう手法を考えているところです。

ただ、当然、従来1人に聞いていたものとは、性格が違うので、統計表を出すときには、

並べて使われる方もおられると思いますので、今回のこの統計表はこういう集計をしたもので、この最高値でもってつくったものだという事は、当然明確に分かるようにした上で、そういう統計表をつくっていきたいというふうに考えております。

○安藤座長 適格な回答者に調査を行う必要があります、そのため2020年センサスでは、自治会長あるいは町会長は適格者だとする説明が農林水産省から行われたとのことでしたが、その説明と今回の経営体全体に調査をすることとの整合性如何という点についてはいかがでしょう。

○清水センサス統計室長 その点ですけれども、確かに前回の産業統計部会の際に、統計委員会、総務省の方に、自治会長がより適格だということを申し上げたところです。それは議事録にもちゃんと残っております。

その経過は、従来、2010年と2015までは統計調査員を使って調査をしておりました。前回の5年前のこの研究会の第1回、第2回、第3回でもこの点は議論になってるんですけども、やはり個人情報に関係で、名簿が入手出来ないということで、更に5年前の結果を踏まえると、従来の調査方法で継続することは出来ないということを、明確にこの研究会の中で申し上げ、前回は継続するために、従来の項目には集落内の総世帯数や経営耕地面積、D I Dまでの主要なところの時間という項目もあり、それだと、なかなか1人の精通者ではわからないので、そこは全部行政データ等で代替することによって調査票から落として、どうしても行政データでは把握出来ない、今残っている寄り合いの回数や議題、保全活動だけに簡素化して、これだったら、自治会長さんでも答えられるのではないかという見込みのもとに、これは自治会長さんに回答いただくのが適任で、そこに聞けば回答を得られないことはないというふうな当時の見込みをして、調査計画を見直し、調査を実施したということです。統計委員会でも、今回はかなり大幅に調査項目を簡素化したので、自治会長で回答出来ますということで、実際に調査に臨んで、調査計画にそういうふう書いてあるので当然その方法で実査をやりました。

ところが、それは、結果、見込みが甘かったと言われるかもしれませんが、個人情報の考え方もより年々高まっていたこともあり、実際できると思って実施しましたが、9万集落しか情報が得られずに、残りは、結局その方法では出来なかったと。ただ、出来なかったものでそれで調査も終わりですということには我々はいかないので、調査計画でやると言った以上は、それをやり通さないといけないので、そこはもう地方職員を総動員して、行ったというのが前回の、その結果わかったのが結局は農業者に聞かないとわからないとい

うことでした。

市町村から、自治会長さんとの名簿をいただいた中からも、相当の割合で、自分は非農家だから答えられませんということで、また農業者の方に選定し直して聞いたということもあり、結局、この調査票は農業者に聞かないとわからない。精通者の7割が現に経営体もしくは自給的農家等で完結出来たということですので、前回5年前に言ったことと違うんじゃないですかと言われればそれまでですが、実際そういう見込みでやったところ、やはりこの調査項目は、農業者じゃなければわからないという、実証というか実際に調査したらそうだったので、であれば、今回は農林業経営体に聞く、いないところは自給的農家に聞くという方が、より適切な者であり正確に調査が継続できるということで修正案をしたところですよ。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。竹田委員、いかがでしょうか。

また、2025年にとり得る方法につきまして何かお考えはありますでしょうか。

○竹田委員 私自身も、何が何でも、全部、自治会長に聞いたほうが良いとは全然思っていないくて、先ほど申し上げたとおり、集落で1人、代表的な方に聞く。

でもその方にはしっかり聞く。

適当に、100万ぐらいの経営体にたくさん聞くのではなくて、集落に1人の代表的な方にしっかり聞くっていうほうが良いのではないかというふうに思っていてそれが、農業者であれば、農業者でもいいと思いますし、場合によっては農業者でわからない部分をどう補足するかっていうところも含めて、その代表者が代表者として、答えるというところが、最終的には、いろいろなバランスを考えたときに、その集計の問題等も含めて、集計の問題も、この分布が出てしまうこと自体がこの調査は一体どういう調査なのだろうかということにもなりますし、その算定根拠を示せばいいっていうものではなくって、やはり調査がしっかり行われてるかどうかというところが、この統計の数値を、政策に使って大丈夫なのかっていうところで、非常に重要じゃないかと思っていて、2020年の調査で、制度がどうなのかっていうような、自己否定をすることは言わないとはおっしゃってましたけれど、やはりいろんな方に聞きますと、だんだんその調査が、調査員を使わなくなってきて、その調査をしっかりするっていうところが出来なくなってきたところが精度が難しくなってきた部分でもあるというご意見もあって、その点は、厳密に検証されていないので、ここで、どなたの意見が1番正しいってことは決められないと思うんですけど、100万以上の経営体とか者に聞いて、真の値なのかどうかもわからない、100万人に聞くべきなの

かっていうところも含めて、本当ならばもっとその議論をきちんとしたほうがよかったですけどその時間がもうだんだんなくなってきているので、それでいきなり100万の経営体に聞くとかではなくて、取り得る方法でっていうふうに申し上げたんですけど、そこはいろいろな考え方があると思っていまして、例えば農林業経営体調査、客体候補名簿から、何らかの方法で、例えば1人の選定をするっていうのもありうるでしょうし、その辺は知恵を出し合って行っていくための、もう少し議論が必要だと思っておりますし、仮にどうしても2025年調査で、もう回答が出来ない集落が出てきた場合にどうするかっていうことも考えなければいけない。

それはセンサスでやりますって言うのに、それが出来ないっていうふうなことになってしまうかもしれないのでそこをどう考えるかっていう問題もあると思うのですが、何か今の代替案ですと数値は出てくるんですけど、その数値の解釈っていうのが、非常に問題ではないかというふうに、少なくとも研究者の立場からこれは非常に使いにくくなってしまふなというふうに思っております。

ほかの方もご意見があるかもしれませんので、取りあえず以上です。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。

○清水センサス統計室長 すみません。代替案のことをご意見いただいていたのに回答しなかったのですが、その1人の方を選ぶといそういう代替案ということですけども、それが出来たらそもそもこんな調査の見直しなんて言わないですよ。

前回、その人を探すために、あらゆる手を使っても結果的に精通者は見つからない、その人が見つかって紹介いただいても答えられないという状況がもう現にある訳ですね。そうすると、もう従来どおりの方法というのはもう出来ない訳ですよ。

頑張れと、この精神論で頑張れというのはあるかもしれないですけど、現に既に半分です、5万集落で取れないし、9万いただいている中にも相当数の割合で、結局それは答えられる者ではなかったという、それはもう現実なんです。

その中で、もう調査が出来ないと数字がなくなってしまう。それはやはり、私どもとしても、よくない状態だと思うので、変わり得る方法としては、それは100万人ということにはなりませんけれども、それは全体の中で、経営体調査が相当数いることもあるので、もうこの調査方法が継続出来ない代替案を経営体に聞くしかない。それは実際に精通者も経営体だし、集落調査もそもそも経営体を側面から支える、そういう集落の状況を把握するものですので、当然経営体に聞くのが1番わかっていると思うんです。ただ、その数の

問題があるので、昔のように集落内がほとんどというか多くは農家の方で、自治会長に聞こうがほぼ農業者だったのでその人が把握されていたんでしょけど、今は、そういう精通者だと思って聞いても全体のことも把握出来なくなっているという現実がある訳です。その上で、それでも、先ほどその経営体の中からどなたか選べと言われましたけども、その選び方がわからないので。

であれば、経営体の皆さんに聞いたほうが確実にデータが取れると思いますし、調査をする上において、先ほど結果的に、回答が得られなかったら、その集落はそれでどうするかはありますが、仕方ないというふうに思われてるとすると、私どもとしてはやる以上はしっかりと数字がとれるような手法じゃないと、それは、調査計画として申請も出来ないし、実行出来ないと思ってます。

その上で、完全ではないかもしれないですけども、従来、精通者に聞いていた目的は、集落として、集落全体としてどういう寄り合いだったり、保全活動が行われているかってこと把握したい訳ですから、それを、アプローチとしては、実際精通者にもなり得る者でもあるし、農業者でもあるし、地域に住まれてる方、そういう方に聞いて、そこで集まった分布を出すことが、かえってどうかという話はあるんですけど、それは実態として、お聞きした分布はこういう状態だということを示した上で、従来の集落全体としては、例えばその最高をとりましたということを示し、議題については、お答えになった方がおられればその議題を採用する。

ただし、異常値というのは当然あると思います。回数が皆さん1番下の1回から2回がほとんどなのに突然1番上の24回とかですね、そういうものは、調査員が確認しますし、民間事業者の郵送といっても前回もそうですけれども、帰ってきたものをそのまま集計してる訳ではなく、照会もしますので、そういう異常値は除いたという前提ですけども、それで分布が出たものから、従来の集落全体の統計表をつくるというのは、それは統計上何も変なことをしてる訳でもないし、ましてや不正だというふうに言われる方がおられれば、そんなことでも全然ない話ですので、我々としては、この手法であれば、従来と全く一緒ではないですけども、同等の統計は十分つくれるというふうなもとの設計をしておりますので、それはいろいろと課題は出てくるかもしれませんが、そうじゃないと、全く数字がなくなってしまう訳ですので、そうではなく、別にやれる方法があるので、その中で最大限、皆さんの意見も反映しながら、こういう調査設計をしていきたいというふうに考えております。30年まで延ばしても、結局25年に穴が空いてしまうということですね。

何万集落のデータがとれなくなってしまうということがあってはならないので、我々としては、確実にデータがとれる方法として、今提案させていただいている手法で、調査を実施していきたいということでございます。

○安藤座長 ありがとうございます。それでは橋口委員から手が挙がっていました。お願いいたします。

○橋口委員 まとめて、っていってもそれほど長くはないと思うんですが意見言わせていただく前に一つだけちょっと質問させていただきたいんですけれども、その御回答をいただいた上で、そのあとまとめて発言したいんですが、例えば仮に実行組合があると答えた方が3名、実行組合がないと答えた方が3名いらっしゃった場合の、この集落の実行組合ってのはどういう表し方になるのでしょうか。

○安藤座長 今の意見についていかがでしょうか。

○清水センサス室長 そのケースを即答できないですけれども、でも、その場合は基本的には、3戸、3戸だと、その集落においては実行組合がありというふうになります。

たとえ少なくともですね、なしが3戸でありが3戸、そういうことがあるかどうかケースとして申し上げますけども、ありのほうが少ないケースはあると思います。そういう場合であっても、違いますね、ありのほうが少ない場合ですね、なしがほとんどでありが少ない場合でも、この集落内において、経営体の方が、ここには実行組合があるんだとおっしゃれば、基本的には、ミスは事前に確認しますが、当然、その上で、正確な回答があった場合には、それはありの方を採用したいと。

○安藤座長 それでは、橋口委員お願いします。

○橋口委員 今の考え方については、わかりました。

私も竹田先生が先ほどおっしゃったとおりだと思うんですけれども、やっぱり本来は、適格な対象1人に調査すべきです。でも、この適格というのは必ずしも、全てを万能で知っているわけではなくて、ちゃんと周囲から情報を得て、責任持って回答いただける方1人、これを精通者と言わず適格者とでもいいでしょうか。

それを聞くべきところを複数に聞いて、私、多数決で決めるのかと思ったんですけど多数決でもない、今おっしゃったように、あるが1でないと答えた方が4でも、これはあるというふうになっちゃうというのは、これ、どう見ても乱暴な集計の仕方ではないかなというふうに思うんですよね。

投票結果みたいなものも全て明らかにするということなんで、統計を利用分析する側と



してはどのデータを用いるべきかっていうのは非常に困惑せざるを得ないわけです。

しかもばらばらの調査結果を出して、あとは統計を利用する人に任せるっていうのは、やっぱり無責任ではないかなと。

分析に耐えられないということになると、またこれ利用されないということで、やはり私も今の御提案についても残念ながら、やっぱりとても是認できるものではないというふうに考えています。

過去の農林業経営体調査は調査対象者の負担をふやさないということで、全体の分量を維持すると、新しく何か項目を加えたら何か削るということでその結果も農業機械の所有状況など、その調査項目もなくなってしまったわけですがけれども、今回は、それを増やすということなんで、ちょっとこれもこれまでの対応と矛盾するような内容ではないかということで、いや、どうなんでしょう、本来は先ほどから申し上げてるとおり、適格な1人に聞けばいいものをみんなに聞くと、それで調査項目をふやすというのは、にわかにはなかなか現地でも御理解いただけるのかなというふうに思うわけです。

これまで先ほど申し上げましたように、精通者の方が全部自分の知識だけで誰にも相談せずに回答してた、そのような前提で御説明あったんですけども、ちょっと自分が自信ないところの情報は周囲の方に聞く、あるいは役員はたった1人ではないでしょうから、そういうことで捕足しながら責任持って御回答いただいたと思うんですけども、これからの調査というのは、あなたの知っていることを聞かせてください、かつ、それはほかの方にもみんなに聞いてますよっていう、これは、まさに責任持って回答してくださいっていうのと逆の方向に行くように思えるわけです。中には、確かに正確に回答すべく自分がわからないところは、ほかの方に聞いたりという方も出てくるかもしれませんが、これこそまさに現場に負荷をかけるものですし、みんな同じことを聞かれてるんだななんてことが露わになったら、やっぱり混乱が生じてくる心配もあってですね。いったい今回の調査は何だと、センサスってどうなっているんだみたいな、センサス全体の回答者も、現場の方も信頼っていう、そういうものが維持できるのかなということも不安に思ったりもします。

実際に、適格な方1人に聞くと、しかもそれはその方が周囲の方の情報も集めて、回答していただくという、そこの合意や共通認識ができれば、ではどうやってそれを1人選ぶかというのは、過去の集落精通者情報とか客体候補者名簿の情報を組合せて選ぶと、いうようなこともあり得ると思います。

実際今回、自給的農家その他世帯については、ルールを決めて、3人を選ぶという方式を実際提案されてるわけです。そういうのも応用できるんじゃないかとも思うんですね。

ここまで申しあげましたけど一方で今日ちょっと違った理由が出てきたので当惑してるんですけども、このかんは、市町村が個人情報保護条例によって出してくれないと、集落代表者の情報をですね、だから出来ないんだということだったんですけども今日のご説明だと、いや、出てきたところの人も、実は集落精通者というには値しないような方だったんだというふうなことが今日御説明がかなり強くあったと思うんですけども、以前はそういう御説明というのとはなかったと思うんです。

正直申しあげまして、やっぱり廃止の理由がずっと変遷してきたっていうふうには言わざるを得ないんじゃないかなというふうにも思うんですね。

そのこの辺りのことも、ちょっと不思議に思っております、私やっぱり最大の理由といいましょうか、1番のとにかく障害は、集落精通者情報が市町村から得られないっていう、そこに唯一ほぼあるというふうな認識でしたので、例えば御紹介しようとしてたのは、他省庁の例ですけども、行政当局との接触もない一般の住民の個人情報を得ていると。大量に得ていてそれはかなりの市町村が協力していると。その場合には、事前に情報を伝えてほしくない方は、除外を申請すると。

こういったやり方もですね、農水省へ情報提供差し控えたい方には対象から外すと、そういう方法も使えば集落精通者情報をもっと得られると思いますし、やはり市町村が協力しないことが原因だということであれば全国町村会の経済農林委員長で群馬県の町村会長を務めておられる群馬の甘楽町の町長さんなんかもまずは市町村に説明すべきだと、そういうこともおっしゃっておられますし、あるいは県のレベルでは市町村に協力を促すべく県と市町村が一緒になって精通者情報を得られるように努力すると、そういうことを公式に表明されたところもあって、そこにも一つのまだ解決の道があるんじゃないかというふうに思ってたんですけども、今日の御説明だと、いやその情報を得てもですね、仮に100%市町村が協力しても、その人達も当てにならないだみたいな、こういう説明だったと思うんです。

とにかくその説明が廃止の理由が変遷しているということに関して、私としては納得出来ないと、そういうことも申し上げたいと思います。あともう1点申し上げるならば、2週間前に資料をいただきましたけれども、2週間前には、実行可能な代替案も含めて、今日発言するようにと、そういうような依頼はなかったということを最後に申し上げておき

たいと思います。

○安藤座長 ありがとうございます。例えば、情報提供を差し控えたいという意見と申しますか、そうした回答を住民からいただいたうえで市町村から情報提供をお願い出来ないかという提案でした。また、もう少し市町村に対して働きかけをしてはどうでしょうかという話もありましたが、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 精通者をどうして選ぶかということもございますし、今の最後のほうに、今座長からおっしゃったことから言いますとね、それは市町村には、もうそんなレベルではなくって、あるとあらゆることをお願いしております。

前回についてもですね、それは、何か本省から文書1本出したら、全てが解決するっていう問題ではなくって、法律上は前回の説明さしていただいたんで今日は申し上げませんけれども。

○橋口委員 その説明は前回もお聞きしたので。例えば他省庁で、住民の情報を得ている。その際には、事前に除外を申請した方であれば、報告しないという前提で情報を得ているという。それに対して9割ぐらいの自治体が応じてるというようなこともあるわけです。

それについては、でも今日はもう説明が変わってきたような気がしますので、1点追加で御質問すると、今日は自給的農家や、その他世帯については一応、順番をつけてルールを設けていらっしゃるって、この3人が集落精通者っていいんでしょうか適格者だというふうに、御自身も提案されてるわけですね。なぜそういった考えを、応用出来ないんでしょうか。

○安藤座長 農林業経営体についても順位付けということ、あるいは…。

○橋口委員 農業経営体については全員、農林業経営体については全員に聞くけれども自給的農家と土地持ち非農家、ほかその他世帯については、こういう順番で、3人を特定しますよというふうに、今日統計部さんのほうで提案されてるわけなんで、なぜそういった考え方を応用するといいたいんでしょうか。現に特定されてるわけですよ。

調査対象者は、先ほど調査対象者が特定出来ないから農林業経営体には全部聞くというふうにおっしゃったんですけども、その論理でいくなれば、名簿にある土地持ち非農家、その他世帯、自給的農家、やっぱこれ全部聞くべきだと、そういうことになるんじゃないかと思うんですけども。

○安藤座長 今の橋口委員の質問ですが、そうしますと、農林業経営体についても、何らかの順位をつけて、調査を行う少数の経営体を設定するといったことは考えられないかと

いう提案にもなるかと思えます。

○橋口委員 例えばそういうことですね。プラス、過去の情報とかも持ってらっしゃるわけでしょうから、そういうのをうまく適切に組み合わせるとか、繰り返しになりますけれども、適格な方1人を選ぶということの共通認識ができれば、もうちょっといろんな知恵を集め、寄せ合うことができるんじゃないかなというふうに思っています。

○安藤座長 はい。今の点いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 橋口委員の方から提案があったように、全集落、100万戸に聞くのではなく、経営体も全集落3戸聞くということで、統計が成り立つのであればそれはそれで別に採用してもいいんですけれども、一方で、我々統計部として、正確な統計を出そうとすると、やはりそれでは把握漏れが出るというふうに思っておりますので、そうであれば当然全体の客体の負担軽減とか、それからこれを調査いただく、県市町村の負担軽減を考えると、ここまで入れてもですね、何とか全体としては、簡素化も進めますので、できると思っており、やはり、経営体は全部聞いたほうがいいと思っております。

ただ一方で、そうすると86.4%ぐらいまでしか、カバーが出来ず、残りの2万集落については、データが何もなくなってしまいます。

○橋口委員 申し訳ございませんけれども、私、農林業経営体だけに聞けと申ししておりませんし、三つだけに絞れと申ししておりません。やっぱ適格者は1人だというふうに、すべきだと思うんですけれども、しかし、今日ある考え方をお示しにすでになっているわけですから、それもベースにすれば特定の人に絞るという知恵も出てくるのではないかなというふうに思っておりまして、もし農林業経営体を全部聞くのであれば、その論理からいくと当然、自給的農家、土地持ち非農家、それからその他世帯も全部聞かないといけないのではないのでしょうか。

○安藤座長 お願いします。

○清水センサス統計室長 それはやはり先ほど申し上げた集落調査は、元をたどれば農林業経営体の方が農業生産を営まれている。それを支える農業集落としての、活動状況を把握しているものですので、それは経営体に聞くのが1番いいと思うんですけど、それだと、農業活動されていても経営体というのはセンサス上勝手に、30アールとか区切ってるだけなので、それ以下の方もおられるので、そういうところが漏れてしまうので、統計の連続性からいっても、そういうところも何らか同じ方法は経営体がないので取れないんですけれども、全くデータがなくなるよりはその方が精通者かどうかわかりませんが、精

通者になり得る方ではありますので、そういう方から、データをとってそれで統計をつくりたいということです。

そもそも、先ほどから両委員が仰ってますけど、それは1件の精通者、これが本当に特定できればこの調査こんな議論はないんですけども、それを最大限努力してもやはり出来なかったという前回の実績というか、現実があるので、そこにちょっと目を背けてですね、何が何でもその方法がいいので、その方法で頑張れということであっても、それでやったらやはり統計がつかれない、何万集落もっていう現実があるので、それは絶対よくないので、我々統計の実施部局としては、確実にデータがとれる方法、だから従来どおりとはいきません。それはもう正直、今、調査設計をしていますが、全く従来どおりとはいかないけれども、統計上はですね、それに近いものが取れて、それと連続性が持てるような統計も、今提案した方法であればですね、つくれるので、それで何とか調査を実施したいと。理想としてはそれは違うかもしれません。

委員が仰るとおり、なんでもご存じの精通者という方が各集落におられて、その人が特定出来て、そこで聞ければいいんですけど、それが出来ないという事実がある上では、この修正案で調査をせざるを得ないというふうに出しているところです。

○安藤座長 はい。それでは、統計部長、お願いします。

○菅家統計部長 少し補足的に申し上げます。

自給的農家等を、一定の基準で調査をするということなんですが、ここはあくまで経営体が1戸とかあるいはゼロとか、そういう場合に補完して3戸にするというために実施するものでありますので、そこは全部実施するということではないというふうに考えています。

ここでの基準は、例えば、もう寝たきりになっておられる方がもしいらっしゃるかもしれない、その方は集落活動に参加出来ていないということも考えられますので、そこは、実際に耕作の規模は小さくても経営耕地面積を一つのメルクマールにして、農業をしておられる方を補足追加的に3戸になるように選んでいるということです。その際の基準は、只今申し上げたようなことで行ったらどうかということです。

それから、橋口委員も仰っていた、誰か1人が責任を持って回答できる方ということなんですが、これを14万集落、14万人となると、どうやって選び出すのかというところが私どもが悩んでる最大のところでございまして、ここが今もうどうにもならない状況になっているというふうに考えているところです。

先程来、清水の方から申し上げてるような考え方で、現在、この案にたどり着いているということでございます。

繰り返しになりますが、どういうふうにして選んだらいいとか、いろいろと案はあるかもしれませんが、実際にそれが14万集落、14万人の責任を持って回答できる方をどうやって選ぶのか、選び出すのかが私どもがこれまで最も悩んできたところで、この点が、前は、自治会長さんであれば大体そういったことも分かるんじゃないかというふうに考えて実施した訳ですけども、実際やってみたらそう簡単ではなかったということでございます。

○安藤座長 池田委員、お願いいたします。

○池田群馬県統計課長 群馬県の池田です。調査を実施する側、受託する側としての意見を少し述べさせていただければと、いうふうに考えております。

今回のこの研究会で、委員の構成で、調査を実施、担当するのは、当県だけというようなことがありますので、そういった面からも、意見をさせていただければと思います。先ほど来、ほかの委員の方からも、意見が出ていたんですけども、今回の案のように、農家の方、全員にそもそも調査する必要があるのかどうなのか、調査をする側として、非常に疑問に思っております。

例えば農業集落名を書いて、それで前回の状況を参考に入れるというようなことがありますけれども、回答する方が、みんな同じ認識で、この農業集落名を書けば、自分の担当しているエリアがどうなのかがすぐに分かることなのかどうなのか。また、前回の状況を、先ほどプレプリントするというようなことを言われていたましたが、この作業は誰がやるのか。

実際に調査をする市町村なのか、調査員さんがやるのか、実務的にもものすごい負担がふえることになるかと思えます。

また、今回のような調査の方法を大きく変えるというようなことにつきましては、県も含め、市町村にも非常に大きな影響を与えることになるかと思えます。

そういったことに関して、今回私は、調査担当する県として、1県しか参加をしておりませんが、実際に調査を受託する側の47都道府県、またその背景にいる市町村、そういったところにも、こういった調査方法の見直しについてこういうことを考えているというような情報を流していただいてですね、何らかの、意向を確認する必要があるのではないかということを考えております。

といいますのは、市町村のほうでも、統計の専任職員っていうのはもう、なかなか配置されておられません。当県でも、中核市で、統計専任職員が、1名ずついるという程度で、多くの市町村では、統計担当職員は兼務で業務を行っているような状態であります。そういった中で、こういった調査の負担がふえるということに関して、相当大きな議論になるのではないかと、というようなことを危惧しております。

また、調査内容も、もともとこの農林業センサスについては、複雑で、調査項目も多いということで、従前から調査項目を減らしてほしいという意見が多く寄せられていたにもかかわらず、それに逆行するような案が今回提示されたということで、非常に調査を担う側として、困惑をしているというようなことであります。

もし、こういった調査をどうしてもやれというようなことですね、指揮をとられるということなんだとすれば、もうこの調査については、統計部局で担当するというよりは、農林の関係部局の農業、農林業の専門知識を持っている方々に担っていただいたほうが、ちゃんとした統計調査になるのではないかと、こういうこともあわせて、提案させていただければと思っております。私のほうからは以上です。

○安藤座長 はい、調査を実施する側からの切実な意見でした。簡単に回答できる場所としては、プレプリントをどなたが記入するかという点でしょうか。それ以外にも3点あったかと思いますが、いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 はい。只今4点ほどいただきましたが、まず最初、プレプリントについては、こちらは赤枠で囲ってる農業集落名、それからプレプリントと言いますか、前回の参考値を含めて、すべて本省の方で民間事業者に発注してプレプリントした上で調査票をお配りしたいと思っておりますので、この点については、仰ったように都道府県や市町村の方、また、調査員の方にその都度作業をしていただくということは考えておりません。

また、エリアにつきましても、確かにご指摘のとおり、表示名と言いますか、農林業センサスで使ってる農業集落のエリアと住居エリアとでは若干違うこともありますので、そのエリアマップについても配布できるようなことを考えたいと思っておりますので、この点についてプレプリントを行うから作業が増えるということはないようにしたいと思っております。

それから、都道府県や市町村の方にも説明が必要ではないかということですが、当然大きな見直しですので、今後行われます、例えば、まだ総務省申請に入っておりませんが

も、この年明けには総務省が開催する政府統計の全体の統計主幹課長会議もごぞいます。そういう場でも説明をする機会があると思いますし、農水省が今後開催します、農林業センサスの都道府県の統計主幹課長会議であるとか、ブロック会議、都道府県の担当者審査会議等、様々な会議を計画したいと思っておりますので、そういう中で変更点についても丁寧に説明したいと思っております。

確かに、第3回の研究会で、この農林業経営体調査票の方に調査項目を追加するっていうことを提案しましたが、その時からすると、この2ページが増えたのではないかと思われるかもしれませんが、我々としては、当初から従来の調査方法で継続するのは無理だというふうに思っていましたので、その際、代替案としては、この農林業経営体調査票に入れるしかないということで、削減のことについても十分配慮して検討し、ある意味強引に省内でも調整したところです。

例えば、調査項目についても、廃止した項目が集落営農の参加や青色申告の継続なども完全に廃止しておりますし、前回本当にご苦労いただいた常雇いについて、7人を超えたら何十人、何百人雇っておられても人別に調査をお願いしていたのですが、それはもうレンジでまとめた人数だけを回答いただくようにも変更しております。

それから、生産関連事業の日数についてもですが、廃止するものを廃止し、簡略化してまとめて把握するようにしております。

それから、農作業の受託についてもサトウキビは完全に廃止にしておりますし、林業については、世帯員について人別に詳細に聞いていたものをレンジでまとめて聞くように大幅な簡素化を行っております。

それから、都道府県の方には、特に前回、林業経営体について、林業経営体の調査票がごぞいませんでした。農業経営体を林業経営体と読み替えてお使いいただいていたのですが、今回は、先ほどご覧いただいた調査票の中に、林業も農業もそれぞれはっきりと聞けるようにしております。

こういった項目も簡素化しておりますので、ページ数で言っても、林業と合わせて前回18ページだったものが、今回はこの2ページ増えますけれども、それでも1ページ減って17ページにしております。

さらに、他の国勢調査と比べて非常に遅れていたオンライン回答について、これまで、一応できることにはしてはしておりましたが、パソコンでないと回答出来なかったのが、国勢調査だと3割から4割の方がオンライン回答されてると思うのですが、それはやはりスマー



トフォンで回答できるというのが大きく、前回、都道府県からもスマートフォンでも回答できるようにして欲しいということで、今回はスマートフォンでのオンライン回答も可能とします。

さらに、通常のオンライン回答だとなかなか進まないのですが、農林水産省では、農業者の皆さんが各種申請をする際に、e-maffというアプリ上で共通申請システムを使って、いろんな申請をしていただくこととしておりますので、そちらの方のアプリを使った、オンライン申請を構築することにしておりまして、かなりの割合でこのオンラインを進めていきたいと思っております。そういうことから、市町村、都道府県、調査員の方の労力もかなり削減を図っていきたいというふうに思っているところです。

ということで、確かに2枚増えるのですが、そこを含めてもトータルではそれ程ではないと考えています。

これまでも、都道府県から簡素・効率化の要請を毎年いただいておりますことは十分認識しておりますので、そのことも含めて簡素化を図りたいですし、そのことは、各種会議でも十分に説明をして納得をいただきたい。また、当然のことながらこの調査を実施する農水省統計部の責任ですので、今日は委員として参加していただいております池田委員がこの場で了解されたのでといったことは当然考えておりませんので、私どもの責任で、説明をして、納得を得られるようにしていきたいと思っております。

それから、最後にこういった農林業センサスについては農村関連部署で行うべきではないかということですが、こちらは総務省との仕切りもあって法定受託事務で仕事をお願いしてる調査については、申し訳ないですが各都道府県・市町村の統計主管課の方で実査はお願いしていくこととなりますが、従来から名簿の整備や区域の設定、審査などの際には都道府県の農政の担当部署と連携していただくように本省からお願いはしておりましたが、それは都道府県知事宛にしか出していないので、結果的には、統計主管課の方で対応していただいたのかなと思います。より、それが実効性があるように、本省の各部局とも連携しながら、農政担当部局の方にもこの農林業センサスの実施に当たって、名簿整理や集落の区域の見直し、あとは取りまとめ結果の審査について統計主管課のほうとも連携をして、お願いしたいということは再度強化して、取組めるところは取組みたいということを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○安藤座長 池田委員、よろしいですか。

○池田委員 この案については決定っていうことでないという理解でよろしいんでしょう

か。

○安藤座長 いかがでしょうか。

○清水センサス統計室長 今日提案させていただいた調査票については、決定は来年の統計委員会を踏まえて、夏前になると思うのですが、そこで決定になると思いますが、この研究会としては、概ねこの方向で取りまとめをしたいと思います。ただ、この研究会は決定する場ではないので、それはその意見を踏まえて、我々の方で責任を持って、総務省申請をして決定していきたいということです。

○池田委員 ここでいろんな委員の方が意見を言っていたと思うんですけども、それをまた取り入れて案を見直すということはないのでしょうか。

○安藤座長 いかがでしょう。

○清水センサス統計室長 例えば集計の方法といったところについて、検討しないといけないところ、あとは調査票で、この件に関して先ほど資料3のところでも、いくつかご指摘もいただきましたが、そういうものは修正した上で、最後は、2月が最後の研究会になりますので、そこで、こういったご意見をいただいものを踏まえ、この研究会としての調査票なり調査方法にしたいというふうに考えております。

○池田委員 ぜひ、各委員の言われたことを酌み取っていただければと思っております。以上です。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。山崎委員から手が挙がっております。お願いいたします。

○山崎委員 今日はありがとうございます。議事の(1)の農林業センサスデータの高度利用について、1点ちょっと質問があるので、答えを聞かせていただけたらと思うんですけども、農林業センサスデータの高度利用について様々に利用されていますが、農林業調査に協力しない大きな経営体もあるかと思えます。このような、調査に協力しない経営体に対して協力するような何か手だてというのは、現在あるのでしょうか。お聞かせいただけたらと思えます。

○安藤座長 はい。今の集落調査の検討からは少し離れましたが、可能であれば事務局から回答をお願いいたします。

○清水センサス統計室長 ありがとうございます。只今、山崎委員からいただいた協力いただけない経営体、前回の農林業センサスの回答率が98%ぐらいだというふうに認識しております。正確にはホームページ等載ってますが、100万戸のうち約2%ぐらいの方は

ろいろ事情があったかと思いますが、それは大規模な組織の経営体の方だけではなく、調査員が何度も伺ったものの、諸事情で、例えば入院されて会えなかったという方もおられるでしょうし、本当に断固拒否という方も確かに何戸かはあると思いますが、他の政府統計に比べたら、非常に都道府県や市町村、調査員の方が頑張っていたおかげで100万のうちほとんどの98%なんていう調査は他にはないと思うんですね。国勢調査だって、回収率は7割から8割とか言われているぐらいですから、その中で非常に努力していただいておりますので、引き続き、前回協力いただけなかったのもう調査に行かないといったことは決してありませんので、事情にもよりますが、客体の方にご理解いただき、規模を問わず、全員回答いただけるように、引き続き、こちらとしてもいろいろなPRや調査票のスマートフォンでの回答といった回答のしやすさも含め、いろんな手だてを考えていきたいと思っております。

○山崎委員 ありがとうございます。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。

○菅家統計部長 竹田委員、橋口委員お二人とも、とにかく1人の人を選び出して、そういう人に聞くんだというご意見だと思いますが、1人の人ではもうなかなか全部わからないとすれば、そこは複数で見たほうが良いという考え方になるのではないかと思いますので、そこはいかがでしょうか。

○安藤座長 どちらからにしましょうか。お二人に振られました。それでは竹田委員から、よろしいですか。

○竹田委員 はい、1人というのは、物理的な1人というよりは、その代表的な方という意味で、私は1人というふうに申し上げたんですけれども、例えばそれが、自治会長の方が生活面のことを答えられて、例えば農林業経営体の面積が大きい方で、農業のことをなんでも知ってる、例えば実行組合長を歴任されてきたとか、そういった方がいらっしゃれば、そういう方と相談して一つの回答にまとめていただくっていうそういう、私は意味で申し上げておまして、2015年ですと、たしか3客体ぐらいから候補を絞って、3人に聞いたのかそれとも最終的に1人に聞いたのかそこまで私も細かいことを把握していないんですけれども、とにかくその集落としての代表的な値をきちんと答えていただく、それが1番この調査にとっての回答として望ましいのではないかと。そしたら、100万人の方に聞かなくても大丈夫だというふうに考えております。そこはもっと、多分、知恵が必要なところで、そういった積極的な議論っていうのを、もっと知恵を持っている自治体とか研

究者とかいると思いますので、本来そういうところできちんと話して、ある程度地域のバリエーションを考えながら、示していく必要があるんじゃないかというふうには思っております。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。橋口委員、いかがでしょうか。

○橋口委員 先ほど発言申し上げましたが、全てを知っている1人の方がいないということであっても、やはり代表的にですね、答えていただくという前提だと思いますんで、実際これまでも、答えていただいた方、あなた1人だけで答えてくださいと、ほかの人に聞かずにという、そんな前提なんかももちろんなかったわけで、実際には皆さん、いろんな情報を収集してですね、しかし、役員だとか、そういう責任持ったお立場で答えていただいたと思うんです。

もう1点ですけど、しかしだからといって複数に聞けばという、その複数に聞いた結果ですね、本来は相矛盾する回答が出てきたときに、それを、特定のルールをもって集計するというそのルールの妥当性というのが全く検証されてないと思うんです。

ですから、地域資源についてもないと答えた方と、保全していないという方と、複数集落で保全してる方と、単独集落で保全しているという、回答がばらばらだったときに、なぜ複数集落で保全するという回答を優先するのかっていう、ここは全く非常にリスクですね。これ、本当に後世の検証に耐えられるものなのかっていう、そこを強く本当に懸念を持ってるがゆえにですね、複数という、複数の方に聞くということはやはりあり得ないんじゃないかなというふうに思っています。すいません失礼しました。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。

○菅家統計部長 そうすると結局、1人の人に聞くことが、その情報の限定性と、それから複数の人に聞いたときの結果をどうまとめるか、その比較衡量というか、そういう問題だというふうにご認識されているということでしょうか。

○安藤座長 今のは橋口委員に対するご質問ですね。

○菅家統計部長 はい。

○橋口委員 今のもう1回御説明いただけますでしょうか。

○菅家統計部長 結局1人の人に聞いても全部はわからないかもしれないけれども、かといって、要は複数の人に聞いたときに、それは回答されたデータをどういうふうにまとめる基準が適切なのかどうかという問題もあるから、それを比較衡量すると、結局、何とかこう1人の人に聞くのがいいのではないかということだというふうに私が理解しましたけ

れども。

○橋口委員 もうちょっと正確に言うと、1人の方に責任を持って回答していただくということだと思います。複数の人に聞くというのは、同じ質問を今回複数の方に聞くっていうわけですから、かつその結果を全て明らかにするというのは、非常に問題があるのではないかなというふうに思います。

○菅家統計部長 そうすると、多分話が少し元に戻るのですが、そういう方をどうやって選び出すのかという、ここがもう最大の問題な訳でありまして、ここについて残念ながら我々は今のこの代替案以外の答えを持ち合わせていないところでございます。

○安藤座長 橋口委員、いかがでしょう。

○橋口委員 ちょっとずれた回答かもしれませんが、繰り返しになりますがこれまで廃止理由がですね、正直申し上げてやっぱり変遷してきたという感が否めなくて、今日ある意味、室長さんから正直にといいましょうか、前回の内容を否定するような話かもしれませんがってことを含めてある意味、今日初めてその全体像が提案されたということかなと認識しておりまして。ひょっとしたら今日は出発点としてどうしたらいいかということを考えるということになるのではないかなというふうに思います。

○安藤座長 ありがとうございます。どうでしょう、これは難しい問題ですね。例えば、池田委員からもありましたが、農家の人たちに同じ調査をすることになるわけですので、もし、全員同じ回答をした場合に、その調査結果にどのような意味があると考えればよいのか、調査結果の数字をどう理解したらよいのかという問題は、残されているということだと思いました。

ただし、集落センサスがなくなってしまうと集落の状況がわからなくなることに對して、一応、このような案が出されてきたわけです。しかし、それに対しても、今日意見がありましたように、いろいろと問題点がありそうだという話になっていると思います。

このような案が最初に提案されたのは11月ですが、今は12月なので、実質的には2か月ぐらいでの議論ですので、なかなか煮詰まるというところまでは行っていないということなのかと思います。そんなところでしょうか。ほかにいかがですか。なかなか、その、取りまとめというところまでは、難しいのかなというのが正直なところですかね。

○林委員 あ、すいません。林です。

○安藤座長 はい。お願いいたします。

○林委員 いいですか。ちょっと1点だけお伺いしたいんですけど。年明けぐらいから総

務省との話し合いが始まるみたいなお話が確かさっきあったと思うんですけど、議事のリミットはいつぐらいなんですか。例えば、代替案が出なかったらこれにするしかないというようなことはあるかもしれないですけど、今のこの会議で、皆さん、今、橋口委員の方からですね、農水省の方に本音を言っていたかというようなお話があって、だからこそこう何ていうか代替案を考えていきたいというようなご意見もあったわけで、例えばその、なかったらもうこれでいくしかないけれども、まだ、チャンスがあるのであれば、もう少し検討してもどうだろうかというところ、ぎりぎりをもうちょっと攻めるとかそういうところというのは、厳しいんでしょうかね、ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○安藤座長 ありがとうございます。もし、今、事務局から出されてる提案に代わるとすれば、集落から代表的な人を1人どう選ぶのか、その方法をどう考えるかというあたりになるのかと思いますが、その点も含めていかがでしょう。

○清水センサス統計室長 スケジュール的なことはこの研究会の1回目にも申し上げたとおり、最後の研究会を2月に置いておりますけれども、これはもうこれ以上延ばすと総務省申請が間に合わないというタイミングです。来年度の年度明けには、本申請、統計委員会が始まりますので、そうすると2月の下旬あたりには、その調査計画の変更というものを総務省に提出しないといけないので、それから逆算すると、2月の研究会ではそこで取りまとめたものを持って、総務省申請に当たるということになります。

それをずれると、そのあとの実査に向けてのいろいろな会議や準備、周知といったことがまだ目白押しですので、何かまだ時間があるように感じますけれども、逆算すると、実はそれがぎりぎりのタイムリミットで、それをスケジュール感としてこの研究会を開催しております。

○安藤座長 もう一点です。その代表者1人を選定する方法についての検討を行う可能性はないということでしょうか。どうですか。

○清水センサス統計室長 これ、何か先ほど私が何かついに本音が出たとかおっしゃいましたけど、そんなことはなく、これまでもいろいろと説明してきたつもりでしたが、前回の2020年の集落調査を実際に実施して、その結果というのが、集落精通者、自治会長さんの情報提供をいただけないということもありますけれども、やはり、その1人では答えられないということもわかって、それを、代替方法として、只今、橋口委員や竹田委員からもありましたけれども、経営体の中から例えば1人を選ぶとか、自治会長名簿だけ

として自治会長プラス経営体の代表者を精通者としておくとか、そういうことはもう、全国全ての14万集落で行うことはもう無理だというふうに思っておりますし、この先も踏まえると、そのことで何か改善出来て、その調査手法が継続的に実施できる方法だとは到底思えませんので、そのことはもう無理だとはっきり思っております。

それよりは、経営体を対象とした本体調査は、これまでも実施してきましたし、これからも、進めていきますので、その中でデータを正確に把握し、トータルとしては簡素化についても十分対応していきたいという考えであります。

○安藤座長 林委員、いかがでしょう。2月の研究会がデッドラインであり、実務上もそこが最後で、残された時間はそこまでということでしたが。

○林委員 もし、そうですね、多分この研究会もそうなんですけども、なるべくなら、今皆さんが出された、不安点というんですかね、そういうようなものを少しでも払拭できるような方法を、ぎりぎりまで追い求めていくというかそういうようなことも、あってもいいんじゃないのかなというふうに思います。

非常に、農林業センサスは重要な調査ですので、なんていうか、農水省さんのほうも、他に代替案がないので、これでいくしかないということをおっしゃっているということは、やっぱりこれがベストではないですけども、どうしても他にないんだということも、多分御認識されてるのだとも思いますが、もうちょっと検討してもいいのかなというふうには、なければもうこれで、というのもちょっとどうなのか、かもしれないんですけども、もうちょっと検討してもいいのかなというふうには、やはり思います。はい。以上です。

○安藤座長 ありがとうございます。すみません。予定した時刻よりも大幅に超過しておりますが、大変恐縮ですが、座長から一点、お伺いさせていただきます。もし、まとまらなかった場合はどうなるのでしょうか。

○清水センサス統計室長 先ほど、林委員の話とも関連しますけども、この農林業センサスはこの研究会の議論を踏まえて行っておりますけども、5年に1回、必ず調査を実施しないといけないんです。私ども農林水産省としては、どんな状況があっても。その上で、当然調査を仕組む上においては、確実にできる方法でなければならないと思っております。大きな労力とお金を使ってまで実施してやはり出来ませんでしたということでは駄目だと思っております。そういう意味で、従来どおりの、1人の精通者を選んでやるという、これまではどうにかやってこれましたけれども、とてもじゃないけれども次回2025年についてはその方法は出来ないと思っております。今日、それでも、精通者1人の方を選ぶべきではな

いかというご意見もいただきましたが、それに向けて、14万集落全てでどういうふうになればその精通者が選べるかというご提案まではなかったの、気持ちと申しますか、その仰っていることは十分わかりますし、できることならそうしたいという気持ちもありますが、調査を責任を持って実施する部局としては、現時点で、その状態で1人の精通者に聞くという方法を次回もやるということにはならないと思っております。

一方で、出来ないから調査やめるのかということとそうではなく、それは完全ではないですけども、それと同等に、先ほどから仰っているとおり、厳密ではないのではないかと申すことは、それはご意見として十分受け止めたいと思っておりますけれども、調査して同等のデータがとれて、さらにその集計方法にすれば、当然、今までのやり方とは違うということも明記した上で出すということもしながら、この方法で、とにかく調査を継続的に実施すると、実質的には継続するということを選択して、調査実施部局としては、次回のセンサスに臨みたいというふうに考えております。

○安藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。時間をかなり超過しておりますので、この集落センサスにつきましては、どのようにまとめても、不満が残る内容になるかと思いますが、取りあえず座長預かりとさせていただきます、2月までの間にできる限り、何らかの道を探れるかどうかを検討していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは最後の議事として「その他」が設定されています。こちらにつきまして事務局から何かございますでしょうか。

○東課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 1点だけ、次回の研究会につきましては、改めて皆様方のご予定をお聞きした上で日程調整をさせていただきますので、お忙しいところ恐縮ですけれどもよろしくお願いいたします。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。2月の下旬ないしは中旬以降ということですね。この時期は入試があり、また、様々な公的業務があつて大変な時期かと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは本日予定されていた議事につきましては以上で終わりとさせていただきます。そのほかに委員の皆様から何か言い残したことがあればお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ないようですので、進行を事務局に戻させていただきます。ありがとうございました。

○中根センサス統計調整官 本日は、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、あ



りがとうございました。次回の日程等につきましては事務局の方から改めて予定をお聞きした上で日程調整をさせていただきます。お忙しいとは存じますが、よろしく願いいたします。

それでは最後に当室、清水センサス統計室長より一言ご挨拶を申し上げます。

○清水センサス統計室長 本日は本当に長時間にわたり熱心なご議論、本当にありがとうございました。いずれにしても、農林水産省統計部としては、次回、2025年農林業センサスは2月1日現在で調査を実施しないといけません。それに向けて、皆さん方からいただいた貴重なご意見については、それを取り込めるものは十分に取り込みながら、あとは責任を持って、農林水産省が実施をしていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、この農林業センサスにとらわれず、各種統計調査に対するご意見をいただければと思っております。本日は長時間にわたり本当に熱心なご議論ありがとうございました。

○中根センサス統計調整官 それではこれをもちまして、第4回2025年農林業センサス研究会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。

午後4時55分閉会